

# 第9期

## 遠賀町高齢者保健福祉計画



令和6年3月  
遠賀町



# 第9期遠賀町高齢者保健福祉計画

# 目次

---

## 第1章 計画の概要

1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間と進行管理	2
4	計画の策定体制と住民参画	2

## 第2章 高齢者を取り巻く遠賀町の現状

1	人口構造と高齢化の状況	5
2	高齢者のいる世帯の状況	8
3	要介護等認定者の状況	9
4	高齢者実態調査結果に見る高齢者の状況	11

## 第3章 計画の基本的な考え方

1	計画の基本理念	19
2	計画の基本目標	19
3	施策の体系	20

## 第4章 高齢者保健福祉施策の展開

1	地域でつながる、支え合いの絆づくり	21
(1)	地域共生社会の実現に向けた取組の推進	21
(2)	自主的な地域住民福祉活動の推進	23
(3)	認知症施策の推進	26
2	介護予防と健康づくり	32
(1)	介護予防事業の充実	32
(2)	健康づくりの推進	36
3	生きがいを感じる暮らしづくり	39
(1)	生きがいのあるいきいきとした暮らしづくり	39
(2)	気軽に出かけられる環境づくり	43
4	安心して暮らせるまちづくり	46
(1)	在宅生活の維持・継続に向けた取組	46
(2)	虐待防止と権利擁護に関する取組	51
(3)	災害・犯罪・感染症対策に係る体制整備	54

## 資料編

1	遠賀町高齢者保健福祉計画策定委員名簿	57
2	計画策定経緯	58

# 第 1 章

## 計画の概要

---



## 1 計画策定の背景と趣旨

全国的に人口減少、少子高齢化が進行する中、本町の総人口は横ばいで推移していますが、65歳以上の高齢者人口は増加を続け、令和5年10月1日現在の高齢者人口は6,596人、高齢化率は34.7%となっています。今後も高齢者、特に後期高齢者が増加を続ける中、介護予防の推進や介護サービス基盤の充実とともに、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加を踏まえた多様な見守り施策等により、要介護状態になっても住み慣れた地域でいつまでも自分らしく生活を送ることを可能とする社会の実現を目指す必要があります。

また、高齢者の大半を占める元気な高齢者がこれまで培ってきた経験や能力を生かして積極的に社会参加し、共に支え合う豊かな地域社会を構築することが期待されています。

本町では、令和3年3月に令和5年度までの3年間を計画期間とする「第8期遠賀町高齢者保健福祉計画」(以下「前計画」という。)を策定し、福岡県介護保険広域連合が策定する「第8期介護保険事業計画」と整合を図りながら、高齢者が在宅で安心して自立した生活を続けられるよう、認知症施策や防犯・防災対策を含めた地域での見守り体制づくりや介護予防事業の充実等、地域包括ケアシステムの推進に努めてきました。前計画期間の前半は、令和2年3月に始まった新型コロナウイルスの感染拡大の影響により休止や縮小を余儀なくされた事業もありましたが、感染収束に伴い、ようやく元の日常を取り戻しつつあります。

このたび、令和6年3月をもって前計画の計画期間が満了することから、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年までの本町の状況を見通しながら、高齢者保健福祉のさらなる充実を図るべく、令和8年度を目標年度とする「第9期遠賀町高齢者保健福祉計画」(以下「本計画」という。))を策定することとしました。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく市町村老人福祉計画であり、すべての高齢者を対象とした保健福祉事業全般に関する総合計画です。すべての高齢者が住み慣れた地域で健康に生き生きと安心して暮らせる社会を構築する目的で策定します。

計画の見直しにあたっては、国の定める策定指針を踏まえ、「第10次福岡県高齢者保健福祉計画」「第9期介護保険事業計画(福岡県介護保険広域連合)」との整合を図るとともに、町の上位計画である「第6次遠賀町総合計画」をはじめとする町の各種関連計画との整合を図りました。

### 3 計画の期間と進行管理

本計画の期間は、令和6年度から8年度までの3年間です。

また、計画の実施状況の把握と進行管理については、別途「遠賀町高齢者保健福祉実施計画」を作成し、毎年度点検・評価を行い、課題の分析を行います。

### 4 計画の策定体制と住民参画

高齢者に対する保健福祉施策や介護サービスのあり方については、高齢者はもとより、広く住民のニーズを把握し、それを反映させるよう配慮する必要があります。そこで、計画の策定にあたり、以下のような取組を行いました。

#### (1) 高齢者実態調査

高齢者の生活状況や各種施策に関する意識・意向等を把握し、計画策定の基礎資料とするため、高齢者実態調査を行いました。

#### ●高齢者実態調査の実施概要

調査対象	遠賀町在住の65歳以上の高齢者の中から無作為抽出した1,600人
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和5年6月1日～16日
回収結果	配布数:1,598件、有効回収数:856件（有効回収率:53.6%）

#### (2) 遠賀町高齢者保健福祉計画策定委員会による審議

計画案を検討するため、「遠賀町高齢者保健福祉計画策定委員会」を設置し、令和5年5月から令和6年2月まで計4回の審議を行いました。

この委員会には、保健、医療、福祉の関係者のほか、高齢者代表等にも参画いただき、さまざまな見地からの議論をいただきました。



## (3) 福祉関係団体等への実態調査

町内の福祉関係団体や居宅支援事業所、地域密着型施設等を対象にアンケートを実施し、下記の8団体等から回答をいただきました。

- 調査方法 郵送等による配布・回収
- 調査期間 令和5年6月5日～23日

調査団体等数	有効回収数	有効回収率
16 団体	8 団体	50.0%

No.	団体等名称
1	遠賀町老人クラブ連合会
2	公益社団法人 遠賀町シルバー人材センター
3	社会福祉法人 遠賀町社会福祉協議会
4	社会福祉法人 筑前会
5	有限会社 かがやきケアサービス
6	有限会社 オアシスの会サポートセンター
7	社会福祉法人 まつかぜ会
8	グリーンリーフ遠賀

## (4) 住民からの意見募集

住民からの意見を計画に反映するため、令和5年12月25日から令和6年1月19日までの期間、計画素案を公表し、広く住民からの意見募集(パブリックコメント)を行いました。



## 第 2 章

### 高齢者を取り巻く遠賀町の現状



## 1 人口構造と高齢化の状況

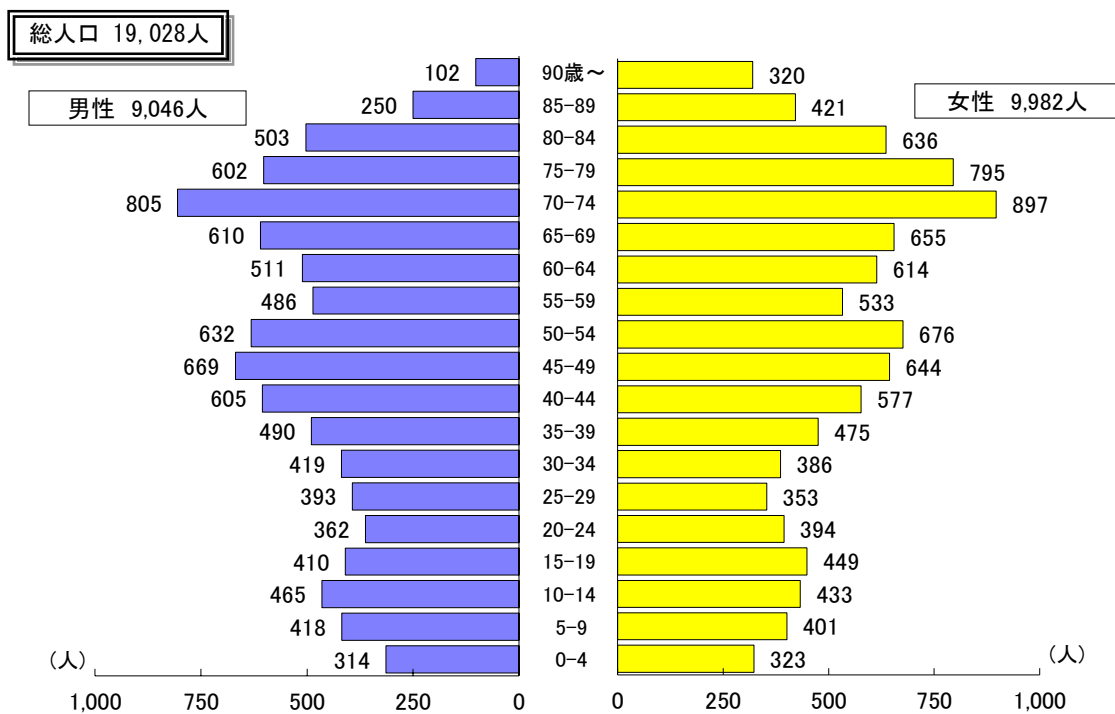
### (1) 人口ピラミッド

本町の人口は、令和5年10月1日現在で、男性9,046人、女性9,982人、合計19,028人となっています。

年齢階層別にみると、いわゆる団塊の世代が含まれる70代前半が最も多く、そのジュニア世代である40代後半から50代前半がそれに次いで多くなっており、国と同じ2つのピークがある「つぼ型」の人口ピラミッドとなっています。

今後5年間で、70代前半の階層が順次後期高齢期に達することから、本計画期間中は特に後期高齢者(75歳以上)の増加が見込まれます。

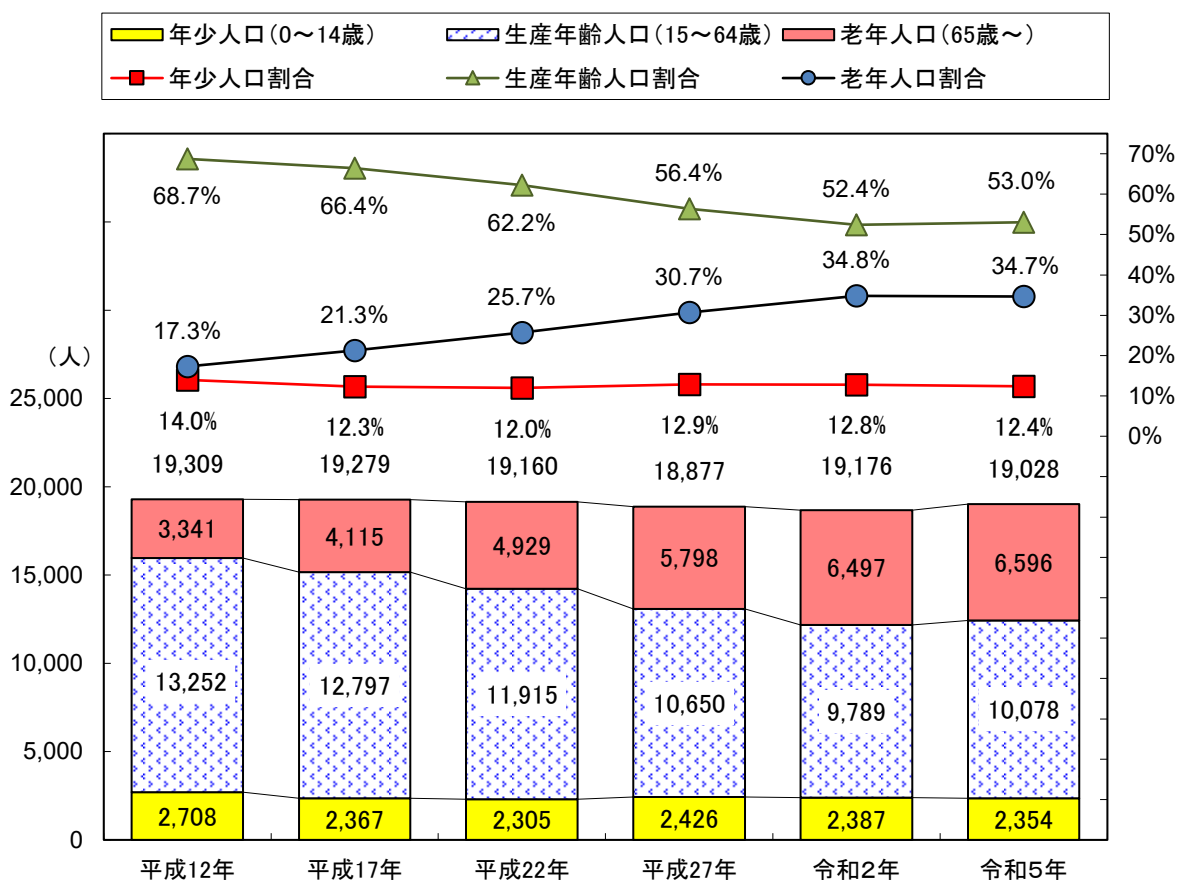
#### ■人口ピラミッド（令和5年10月1日現在）



(2) 年齢3区分人口と高齢化率の推移

本町の総人口は横ばいで推移していますが、年齢3区分別にみると、65歳以上の老年人口が増加を続ける一方、15～64歳の生産年齢人口は減少を続けていました。しかし、最近では生産年齢人口の減少に歯止めがかかり、令和5年は令和2年に比べやや増加しています。上昇の一途をたどっていた高齢化率(老年人口割合)も令和2年以降は横ばいとなっています。

■年齢3区分人口と高齢化率の推移



(各年10月1日現在)  
 ※総人口には年齢不詳を含む。

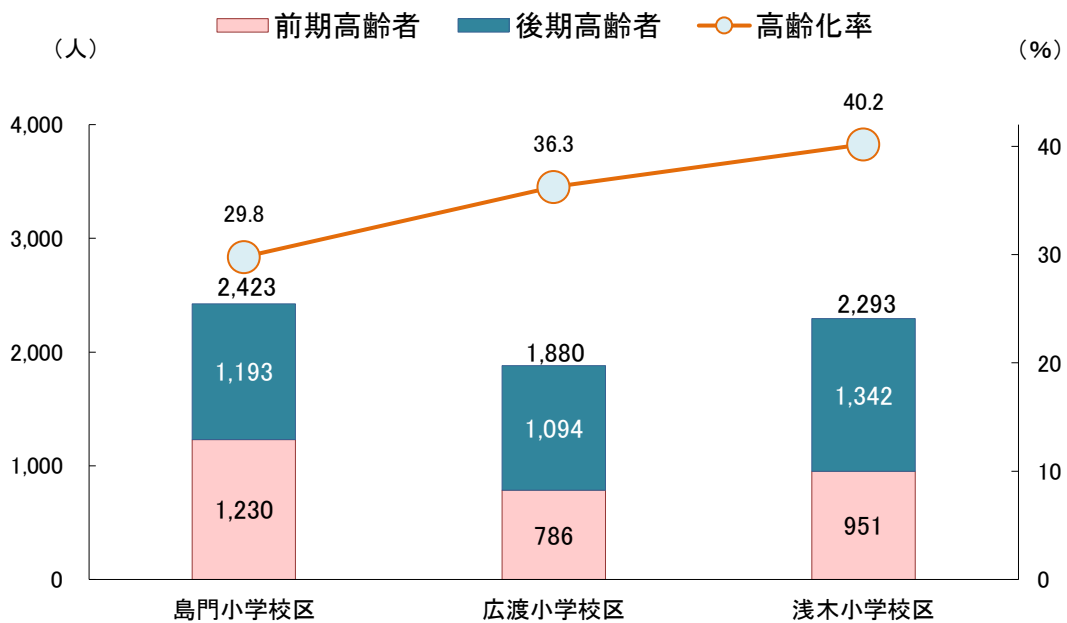
資料：国勢調査（令和5年は住民基本台帳）

## (3) 小学校区別高齢者人口と高齢化率

小学校区別の高齢者人口と高齢化率は以下のとおりで、高齢化率が最も低い「島門小学校区」(29.8%)と、最も高齢化率が高い「浅木小学校区」(40.2%)では、10.4ポイントの差があります。

また、「広渡小学校区」と「浅木小学校区」では、75歳以上の後期高齢者人口が65歳から74歳までの前期高齢者人口を上回っており、高齢者に占める後期高齢者の割合は両校区ともに58%を超えています。

## ■小学校区別高齢者人口と高齢化率



(令和5年10月1日現在)

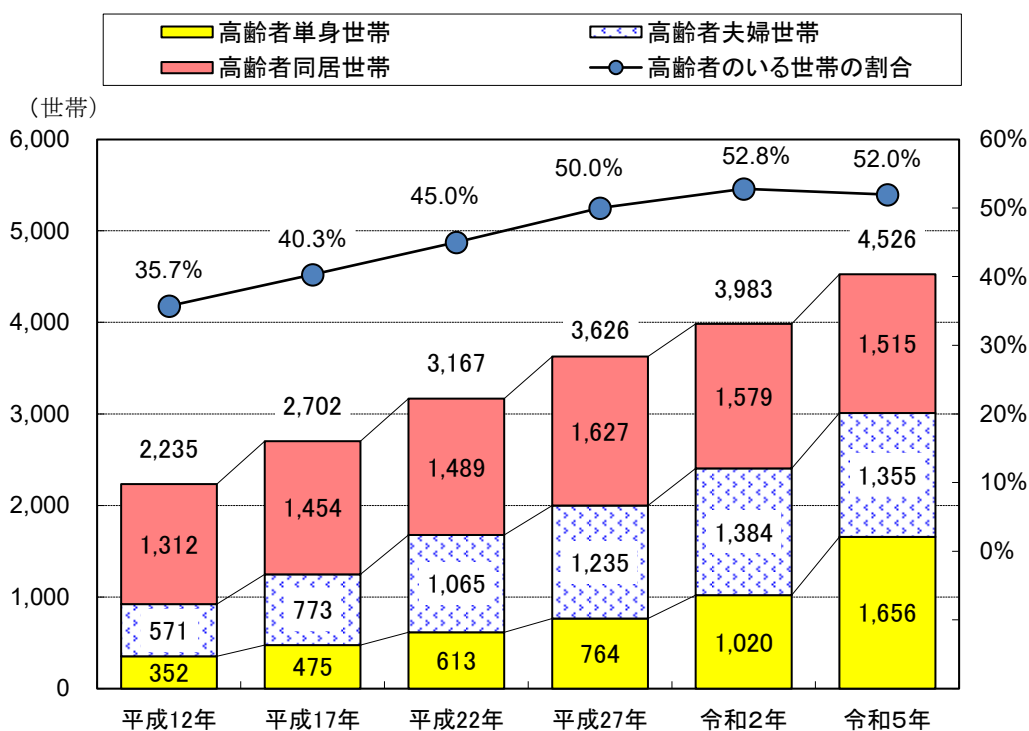
資料:住民基本台帳

## 2 高齢者のいる世帯の状況

高齢化の進展に伴い、高齢者のいる世帯数も増加の一途をたどっており、令和5年10月1日現在、高齢者のいる世帯数は4,526世帯で、総世帯数に占める割合は52.0%となっています。

また、平成12年から令和5年までの推移を見ると、高齢者単身世帯数は352世帯から1,656世帯へと4.7倍に増えており、高齢者のいる世帯の36.6%が単身世帯となっています。一方、高齢者夫婦世帯数も令和2年までは増加の一途をたどり、高齢者単身世帯数よりも多い状態が続いていましたが、令和5年は1,355世帯と、令和2年に比べやや減少し、高齢者単身世帯数が高齢者夫婦世帯数を上回る状態となっています。

### ■高齢者のいる世帯の状況の推移



(各年10月1日現在)

資料：国勢調査（令和5年は住民基本台帳）



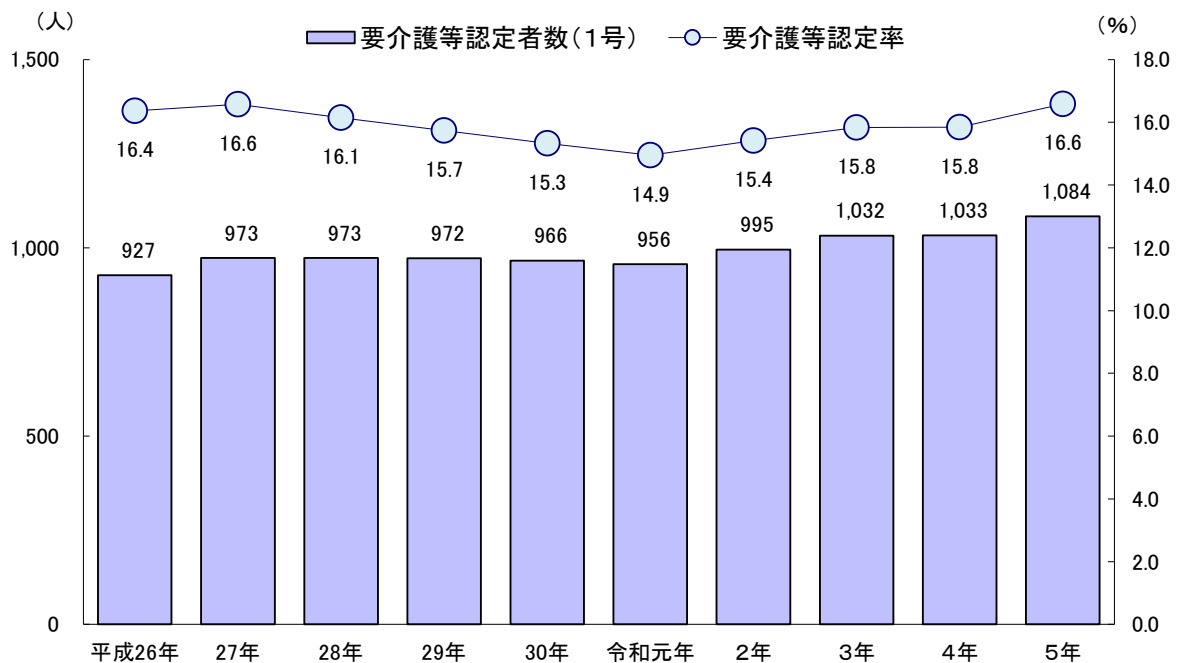
### 3 要介護等認定者の状況

#### (1) 要介護等認定者数及び要介護等認定率の推移

65歳以上の要介護等認定者数は、令和元年以降増加傾向にあり、令和5年は1,084人と、前年に比べ51人増加しています。また、要介護等認定率も令和元年以降上昇傾向が続いており、令和5年は16.6%と、平成27年以来の高い率となっています。

本町の人口構造から見ると、今後しばらくの間は後期高齢者の増加が見込まれるため、要介護等認定者数の増加と要介護等認定率の上昇が見込まれます。

#### ■要介護等認定者数及び要介護等認定率の推移



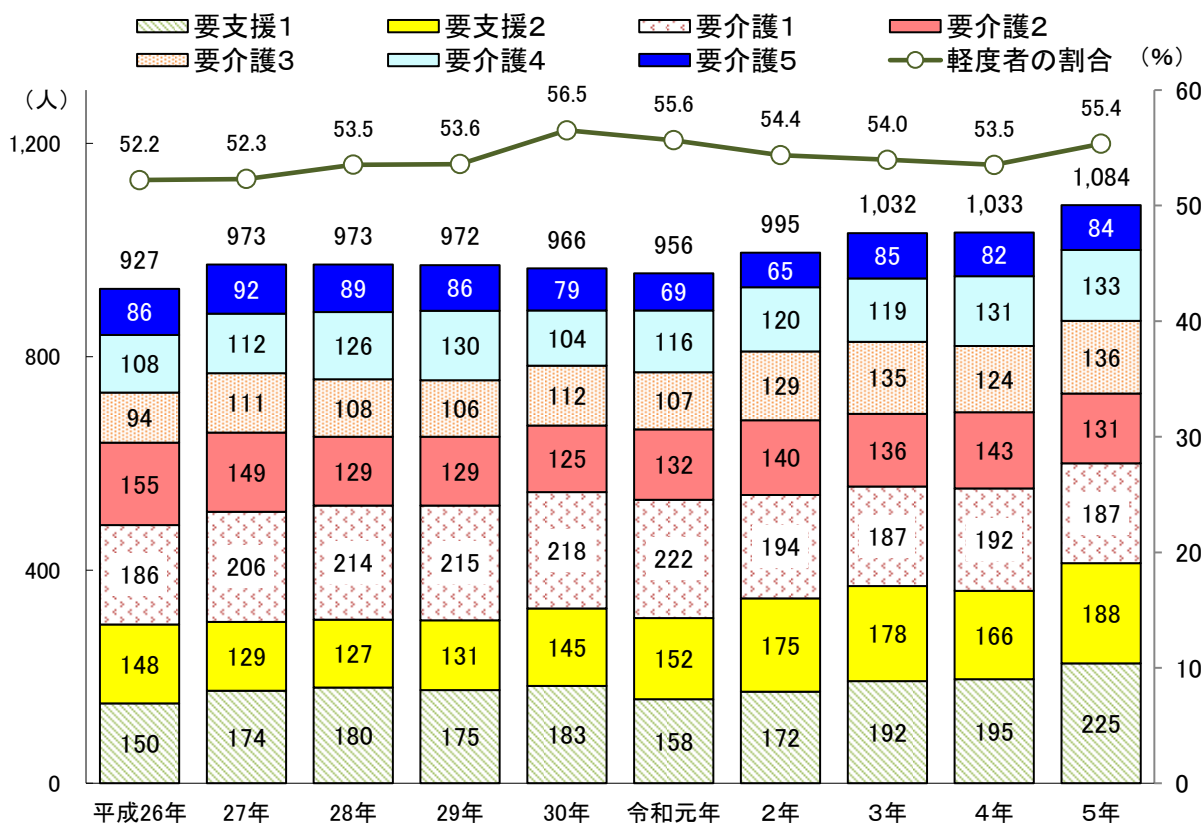
(各年9月末現在)

資料:福岡県介護保険広域連合

(2) 要介護度別認定者数等の推移

認定者数を要介護度別に見ると、軽度者である「要支援1」「要支援2」「要介護1」の割合が高く、平成30年(56.5%)以降は低下傾向にありましたが、令和5年は再び上昇に転じています。

■要介護度別認定者数及び軽度者の割合の推移



(各年9月末現在)

資料:福岡県介護保険広域連合

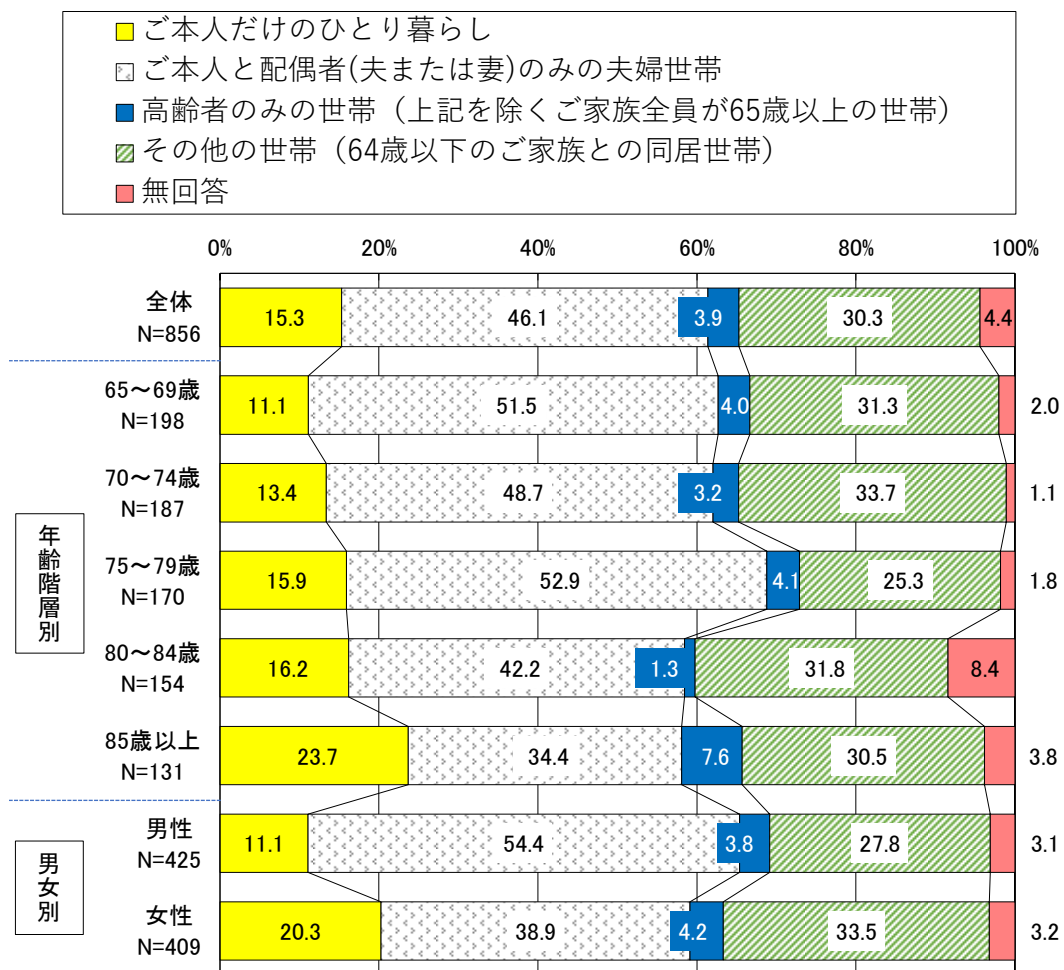
## 4 高齢者実態調査結果に見る高齢者の状況

### (1) 世帯の状況

世帯の状況については、「ご本人と配偶者(夫または妻)のみの夫婦世帯」が全体の46.1%と最も多くなっており、「その他の世帯(64歳以下のご家族との同居世帯)」が30.3%で、それに続いています。

「ご本人だけのひとり暮らし」は全体の15.3%となっていますが、男女別に見ると、男性(11.1%)に比べ女性(20.3%)の方がかなり高い割合となっています。

#### ■世帯の状況



※N = 回答者数

※未回答者がいるため、各項目Nの合計と全体Nは一致しない。

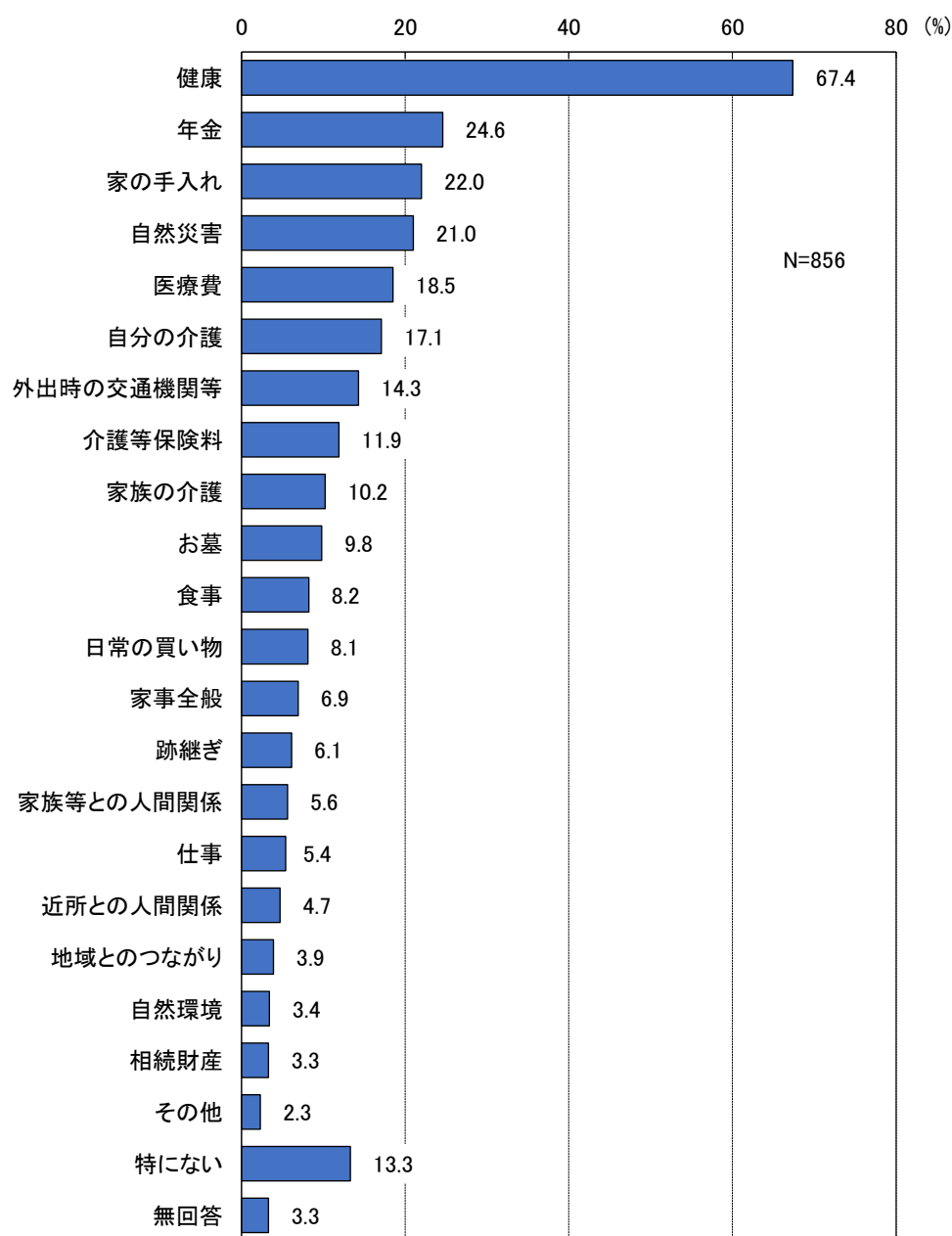
※回答割合は四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

(以下同じ。)

(2) 毎日の生活における不安や心配

現在、不安や心配を感じていることとしては、「健康」が67.4%と圧倒的に多く、以下、「年金」(24.6%)、「家の手入れ」(22.0%)、「自然災害」(21.0%)、「医療費」(18.5%)と続いています。

■現在、不安や心配を感じていること

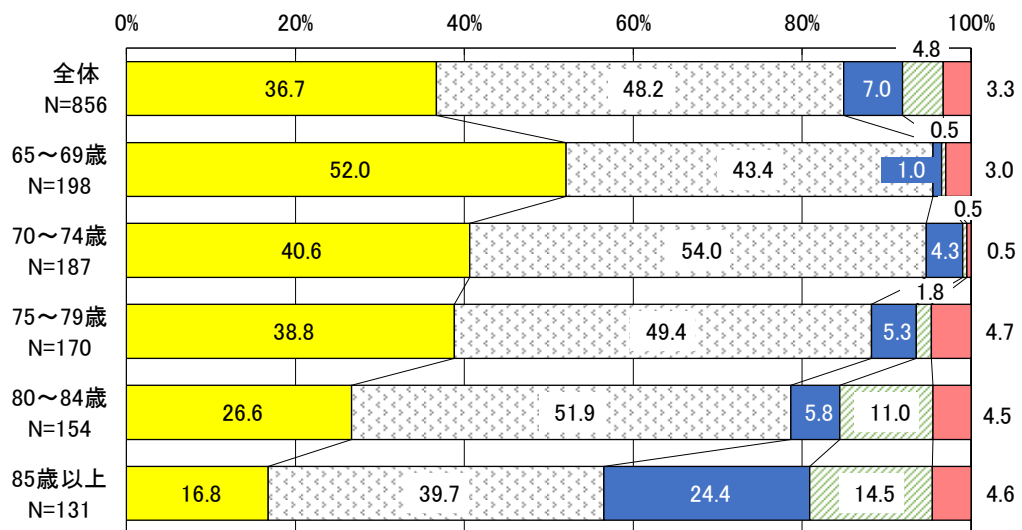
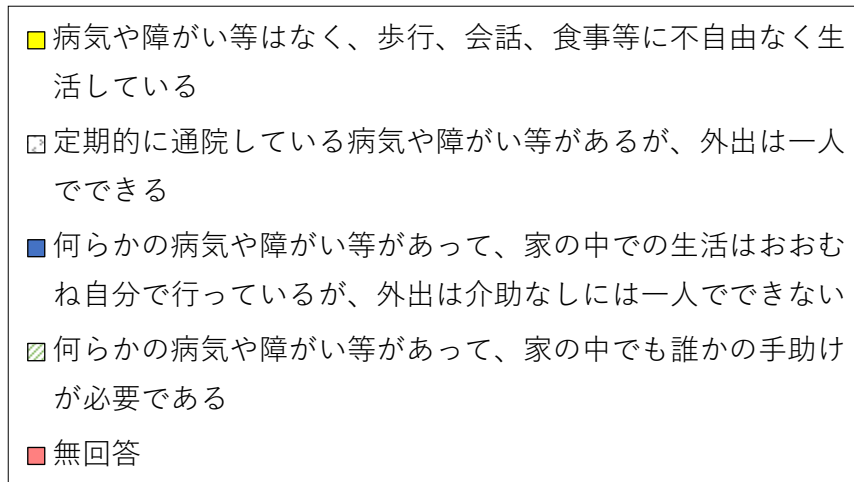


(3) 身体状況や日常生活の状況

病気や障がい等がないと回答した人は全体の36.7%、何らかの介助が必要と回答した人は全体の11.8%となっています。

年齢階層別に見ると、何らかの介助が必要と回答した人の割合は年齢階層が高くなるにつれて高くなっており、85歳以上では38.9%となっています。

■身体状況や日常生活の状況

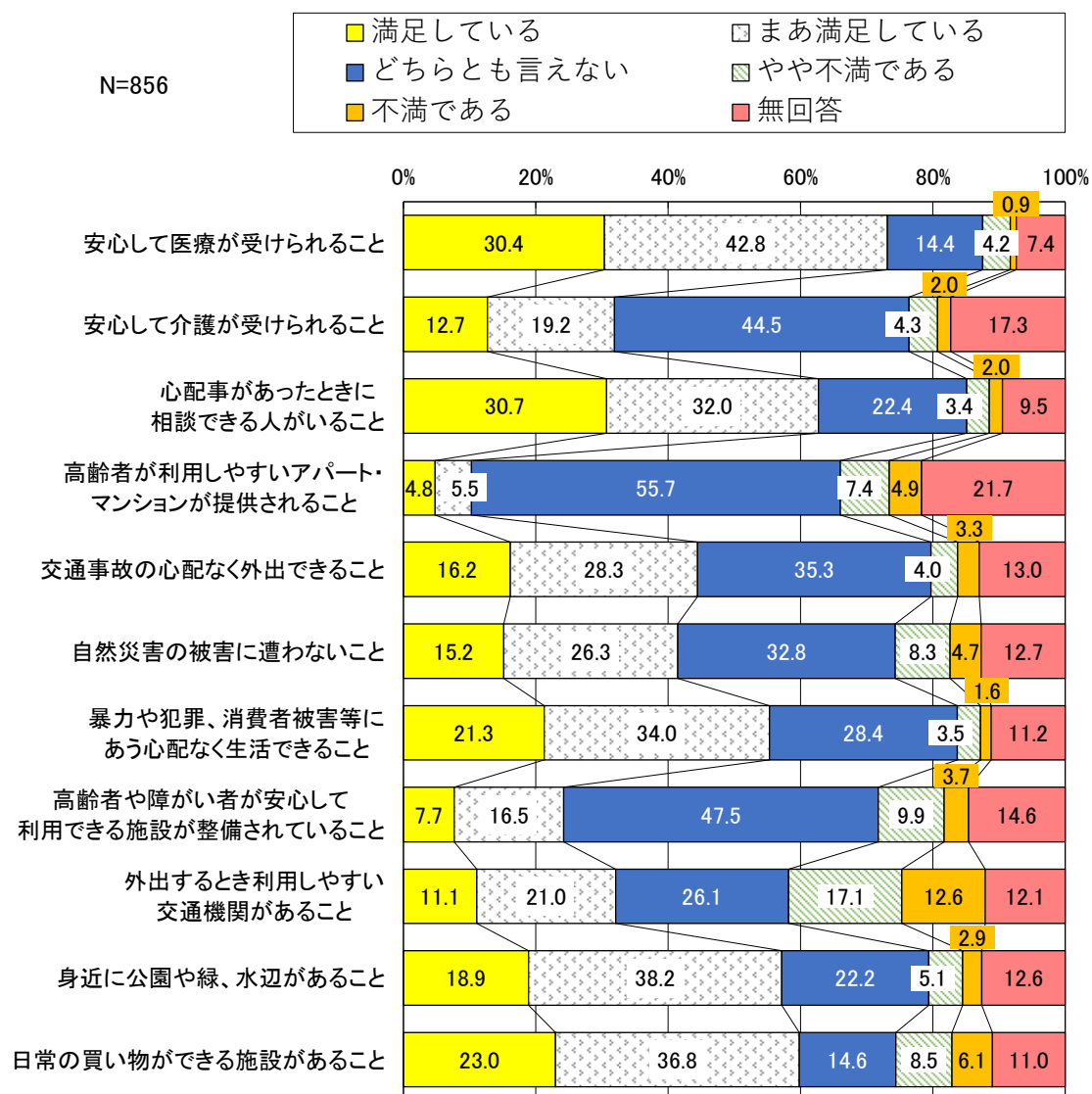


(4) 住環境の満足度

住環境に関する以下の11項目のうち「満足している」「まあ満足している」の回答割合が最も高かったのは「安心して医療が受けられること」(73.2%)で、「心配事があったときに相談できる人がいること」(62.7%)がそれに続いている。

一方、「不満である」「やや不満である」の回答割合が最も高かったのは「外出するとき利用しやすい交通機関があること」(29.7%)で、「満足している」「まあ満足している」と回答した人(32.1%)とあまり差がない結果となっています。

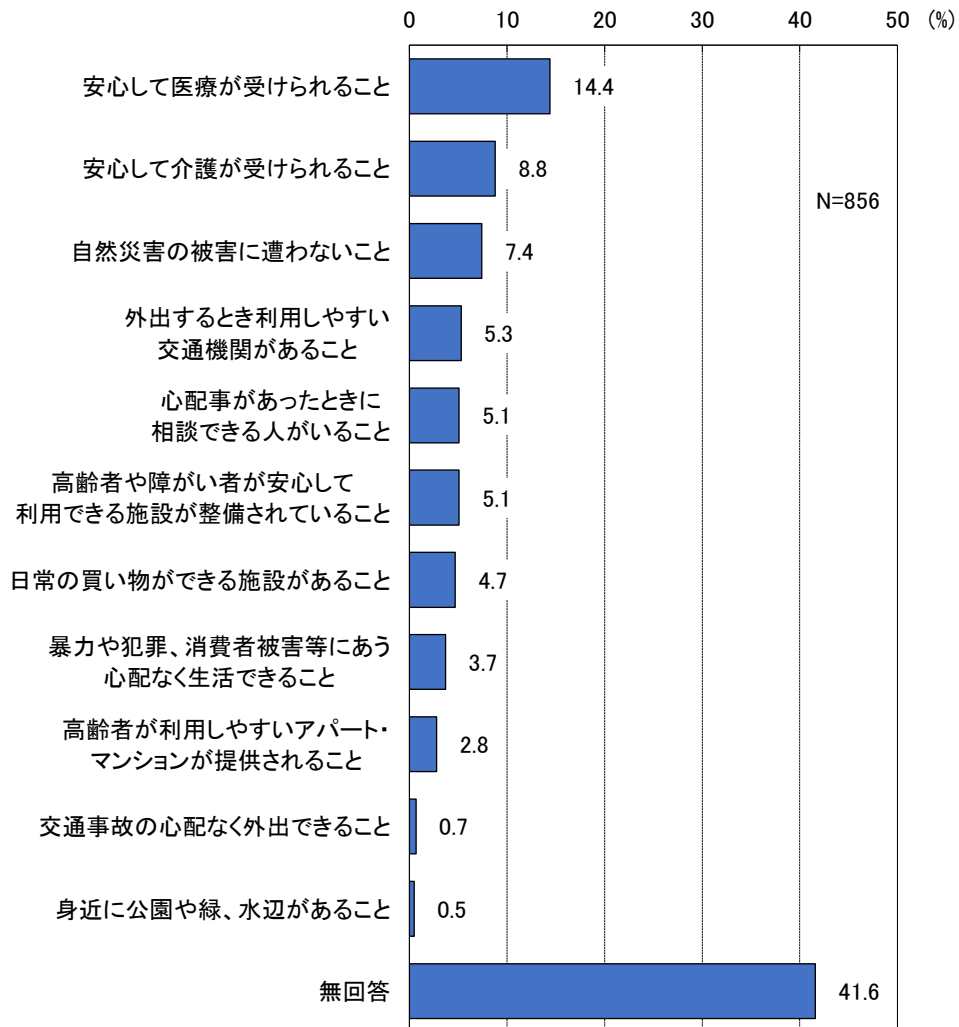
■住環境の満足度



## (5) 住環境の重要度

住環境に関する11項目のうち、特に重要と思う項目については「安心して医療が受けられること」と回答した人が14.4%と最も多く、以下、「安心して介護が受けられること」が8.8%、「自然災害の被害に遭わないこと」が7.4%で、それに続いています。

## ■住環境の重要度

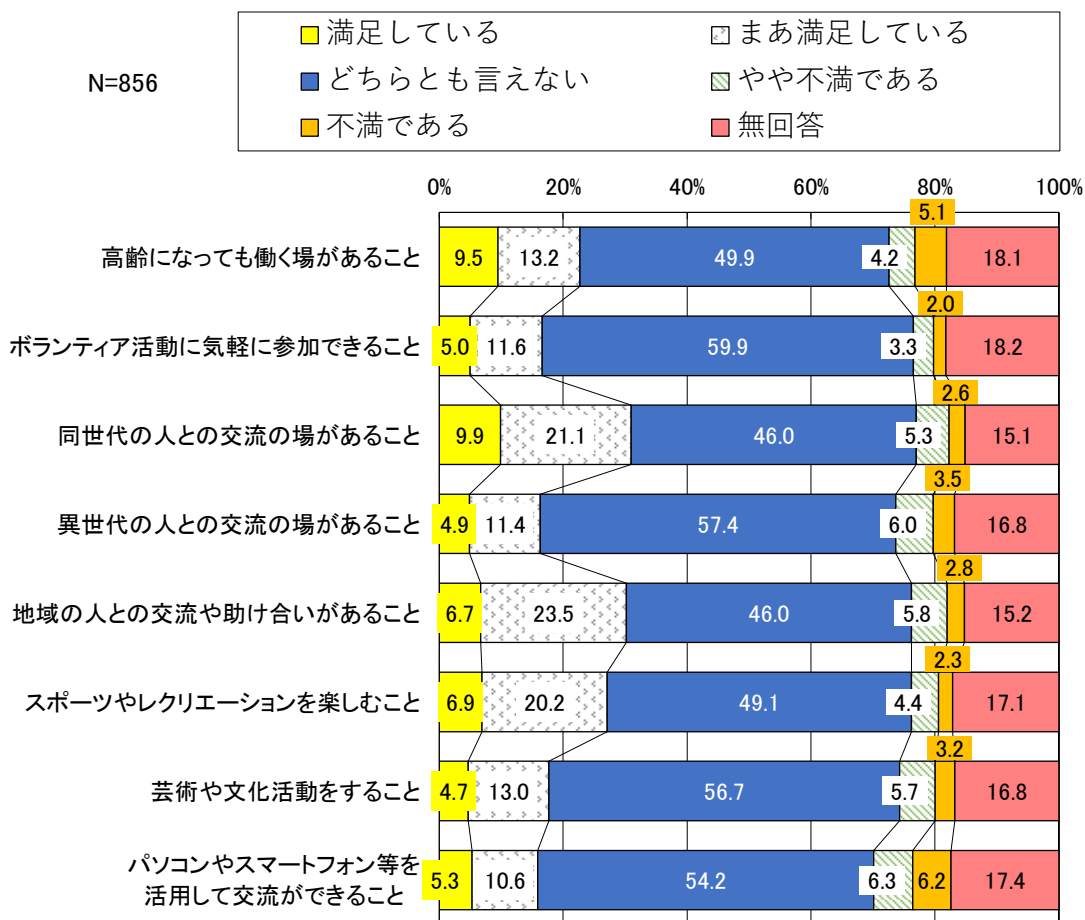


(6) 生きがいづくりと社会参加の満足度

生きがいづくりと社会参加に関する以下の8項目のうち「満足している」「まあ満足している」の回答割合が最も高かったのは「同世代の人との交流の場があること」(31.0%)で、「地域の人との交流や助け合いがあること」(30.2%)がそれに続いています。

一方、「不満である」「やや不満である」の回答割合が最も高かったのは「パソコンやスマートフォン等を活用して交流ができること」(12.5%)で、「満足している」「まあ満足している」と回答した人(15.9%)とあまり差がない結果となっています。

■生きがいづくりと社会参加の満足度

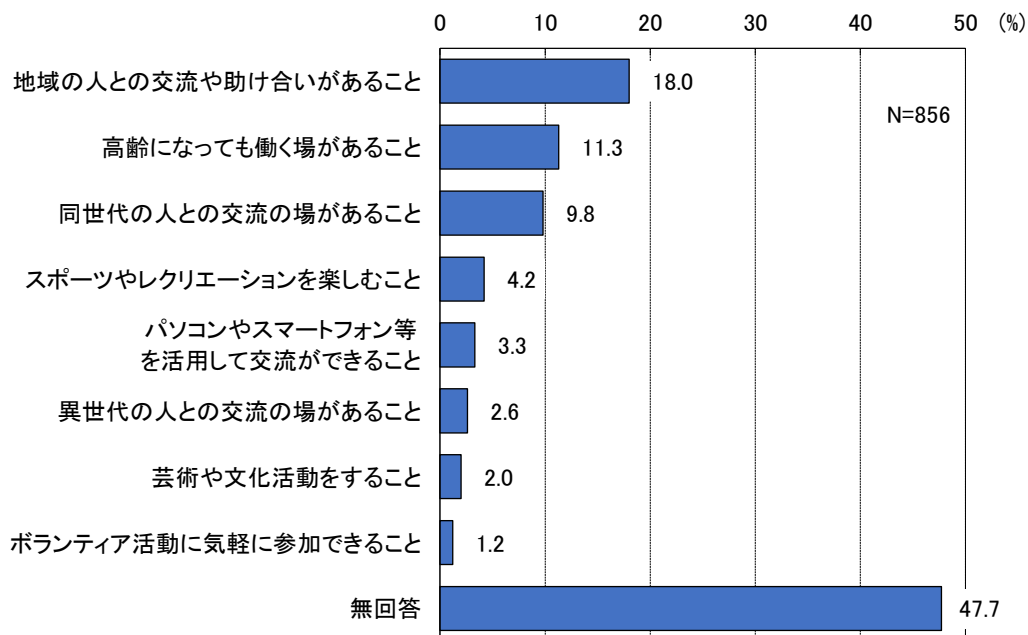




## (7) 生きがいづくりと社会参加の重要度

生きがいづくりと社会参加に関する8項目のうち、特に重要と思う項目については「地域の人との交流や助け合いがあること」と回答した人が18.0%と最も多く、以下、「高齢になっても働く場があること」(11.3%)、「同世代の人との交流の場があること」(9.8%)と続いています。

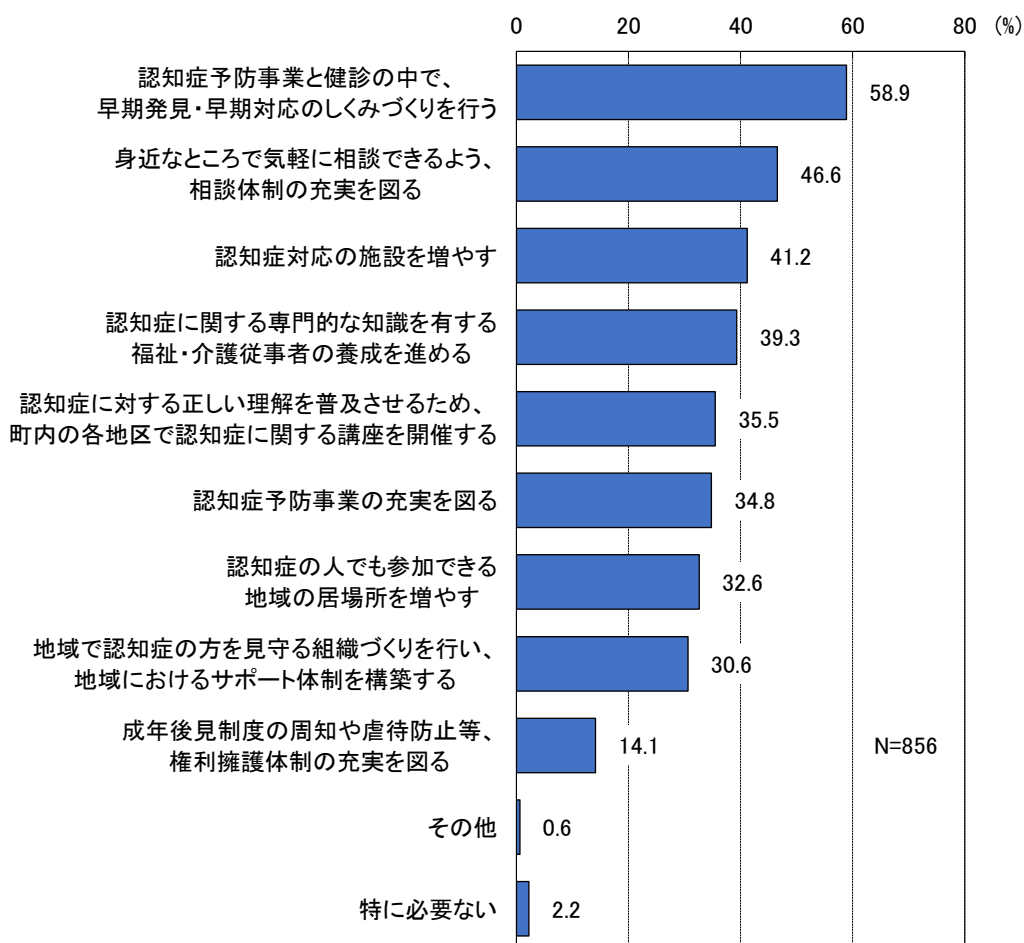
## ■生きがいづくりと社会参加の重要度



(8) 認知症高齢者の増加に対して必要だと思う方策

認知症になる高齢者の増加に対して必要となる方策としては、「認知症予防事業と健診の中で、早期発見・早期対応のしくみづくりを行う」と回答した人の割合が58.9%と最も高く、以下、「身近なところで気軽に相談できるよう、相談体制の充実を図る」(46.6%)、「認知症対応の施設を増やす」(41.2%)、「認知症に関する専門的な知識を有する福祉・介護従事者の養成を進める」(39.3%)、「認知症に対する正しい理解を普及させるため、町内の各地区で認知症に関する講座を開催する」(35.5%)と続いています。

■ 認知症高齢者の増加に対して必要だと思う方策（複数回答）



## 第 3 章

### 計画の基本的な考え方

---



## 1 計画の基本理念

前計画では、第7期計画からの基本理念を引き継ぎ、「笑顔と自然あふれる いきいき“おんが”～みんなで育む絆のまち～」を基本理念として掲げ、計画を推進してきました。この基本理念は、「第5次遠賀町総合計画」における町の将来像を、そのまま高齢者保健福祉計画に取り入れたものでした。

前計画期間中に総合計画が第5次から第6次に代わり、新しい総合計画における町の将来像が「まちがつながり ひとが つながる 未来へつなぐ遠賀町」と掲げられたことから、本計画の基本理念もそれに合わせて、以下のとおり変更することとします。

まちがつながり ひとが つながる  
未来へつなぐ遠賀町

## 2 計画の基本目標

前計画では、旧来の基本理念を達成するために、「支え合い」「健康」「いきいき」「安心」という4つの視点に基づき、4つの基本目標を設定していました。本計画においても、計画の連続性・継続性の観点から前計画の基本目標を引き継ぐものとしませんが、ここでも「第6次遠賀町総合計画」における町の将来像のキーワード「つながる」を取り入れ、一部表現の変更を行い、下記の4つを基本目標として、各種施策の推進を図ります。

- 1 地域でつながる、支え合いの絆づくり
- 2 介護予防と健康づくり
- 3 生きがいを感じる暮らしづくり
- 4 安心して暮らせるまちづくり

それぞれの基本目標には、その達成のために必要となる主要な取組項目を位置づけ、第4章において、それぞれの現状と課題及び今後の取組を定めます。

### 3 施策の体系



## 第 4 章

### 高齢者保健福祉施策の展開





## 1 地域でつながる、支え合いの絆づくり

### (1) 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

#### 現状と課題

第6期計画以降、全国的に地域包括ケアシステム<sup>※</sup>の構築が進められる中、平成30年4月施行の改正社会福祉法においては、高齢期のケアを念頭に置いた地域包括ケアシステムを引き続き推進しつつ、その考え方を、障がい者、子どもなどへの支援や複合的な課題にも広げた地域共生社会<sup>※</sup>へのシフトが明示されました。本町の上位計画である「遠賀町地域福祉計画」においても「みんなで育む 共に生き、共に支え合う絆のまち 遠賀 ～地域共生社会の実現を目指して～」を基本理念としています。

その背景として、家族機能の低下や地域のつながりの希薄化により、8050(80代の親と働いていない50代の子が同居する生活困窮世帯)問題のような世帯内の複合的なニーズやライフステージの変化に柔軟に対応できないという課題が表面化してきたことが挙げられます。また、高齢者の単身世帯数が増加しており、地域社会から孤立した人が、医師や家族等周囲のだれにも看取られずに死亡する状況が増加することも懸念されます。

今後も支援を必要とする高齢者が増える一方で、支え手となる現役世代が減少していくことから、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築することが重要です。

#### ※地域包括ケアシステムとは

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「医療・介護・予防・住まい・生活支援」が一体的に提供されるケアシステムのことをいいます。

#### ※地域共生社会とは

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係ではなく、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。

## 今後の取組

今後の高齢社会では、「地域共生社会」の実現に向けた地域福祉的な視点が必要不可欠です。高齢者福祉だけでなく、障がい福祉、子育て支援、生活困窮者対策を含め、あらゆる地域課題に対応できる新しい地域包括支援(全世代・全対象型地域包括支援)体制づくりを進めます。

### 1 新しい地域包括支援体制（全世代・全対象型地域包括支援）への転換

障がい福祉や子育て支援等他部署はもとより、社会福祉協議会や地域と連携し、誰もが住みやすい地域共生社会を目指し、誰もが集い支え合える多世代交流・多機能型の地域拠点への支援や複合的な問題に対応できる総合的な人材の確保等、分野を超えた取組を推進し、全世代・全対象型地域包括支援体制への転換を図ります。

### 2 我が事の意識を醸成する働きかけ

困った人の問題を我が事と受け止めて行動できる住民を増やすために、住民が集える拠点を整備するとともに、地域の在り方を話し合ったり、地域の課題を学んだりする機会を増やします。

### 3 家族介護支援

在宅で介護をする家族が親の介護と子育てを同時にしなければならない場合や障がいがあることにより支援の必要な家族がいる場合は、より一層困難な状況に陥りがちです。今後、このような家庭が増加していくことが予想されるため、在宅で介護する家族が孤立しないで安心して生活できるよう、他分野やサービス事業所との連携も図りつつ、当事者が集まって悩みを共有したり情報交換したりできる場づくりを検討するとともに、サービスや相談窓口の充実に努めます。

## (2) 自主的な地域住民福祉活動の推進

## 現状と課題

高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくためには、高齢者やその家族を地域ぐるみで温かく見守り、人間的なふれあいを深める中で支援する互助と連帯の精神に支えられた地域社会を築くことが重要です。

本町では、町内全自治区に区長、民生委員・児童委員を正副推進委員長とした福祉ネットワーク推進委員会があり、一人暮らし高齢者、高齢夫婦世帯等、要支援高齢者世帯を対象に、見守り訪問活動や介護予防型サロン事業の実施を通して、地域交流、地域活動の活性化を推進してきました。

また、平成27年度に町全体の課題を把握し、政策を検討する「第一層協議体<sup>※</sup>」を設置するとともに、生活支援コーディネーターを小学校区ごとに1人配置し、令和3年度にはその地域ごとの課題を話し合うための第二層協議体を設置しました(生活支援体制整備事業)。第二層協議体では、地域住民との顔の見える関係性の構築、地域資源の把握を行っています。さらに、令和5年度には、介護予防・生活支援活動団体補助金制度を創設し、買い物支援や草刈り等の生活支援サービスを住民主体で行うための支援体制を整備しました。令和5年9月末現在、2団体が活動を行っています。今後は、国が推進する重層的支援体制整備事業<sup>※</sup>を参考に、支援の対象を高齢者以外にも広げ、住民に異変があった時の早期発見のみならず、生活上の困難を抱える人の発見のための活動を段階的に強化するとともに、福祉ネットワーク推進委員会メンバー等との連携を強化し、地域課題の抽出やその解決策を検討し、実施できるよう支援していく必要があります。

## ※協議体とは

高齢者も、子どもも、障がいのある人も、みんなが暮らしやすい「地域共生社会」にするために、どんな仕組みや助け合いがあれば暮らしやすいのか、地域の情報を共有し、話し合いをする場です。地域支え合い推進員とも呼ばれる生活支援コーディネーターが、生活支援の担い手養成・発掘及び地域資源の開発やそのネットワーク化等、協議体運営の推進役を担っています。



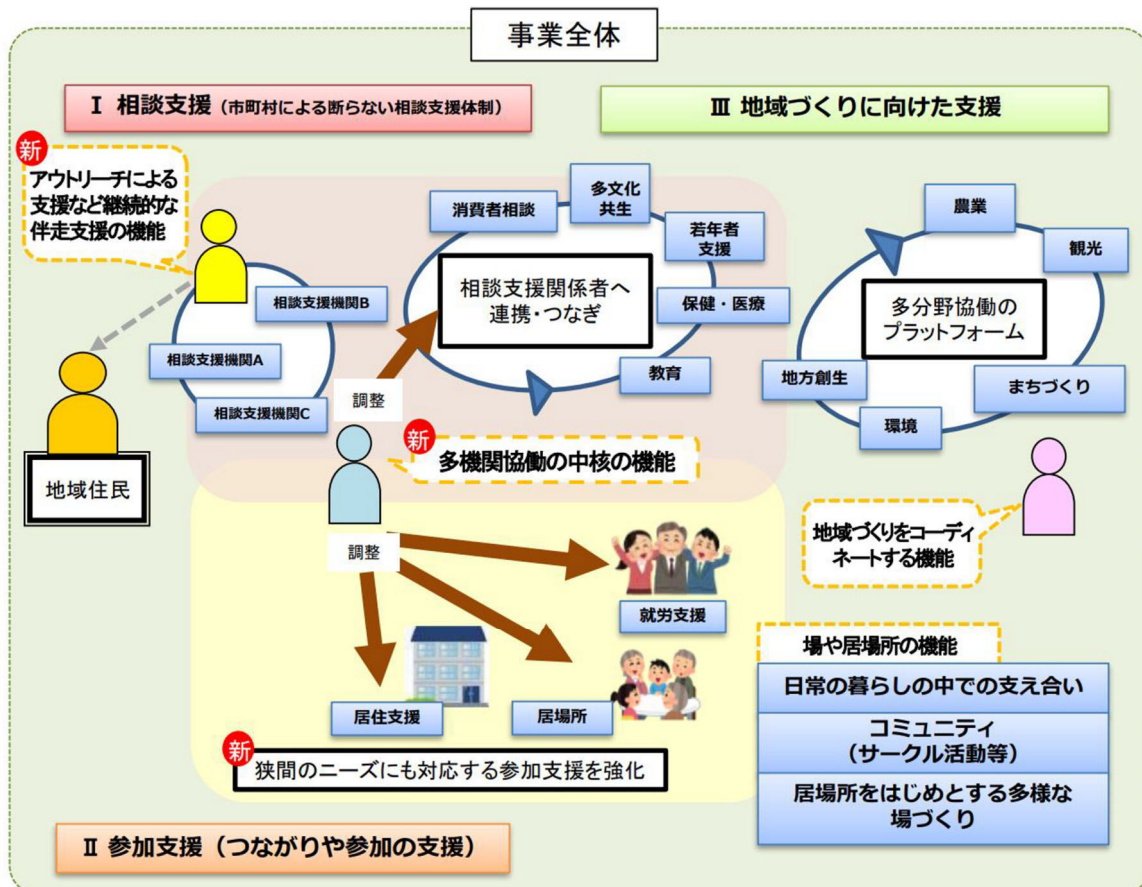
地域の課題を話し合う協議体



※重層的支援体制整備事業とは

市町村における既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、Ⅰ 相談支援、Ⅱ 参加支援、Ⅲ 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業（社会福祉法第106条の4第2項、下図参照）

■重層的支援体制整備事業のイメージ図



資料：地域共生社会の推進に向けた「かわら版」 第2号（厚生労働省）



住民主体で行われる除草作業



住民主体で行われる買い物支援

## 今後の取組

第一層協議体、第二層協議体において、生活支援や移動支援、買物支援等、高齢者を取り巻くさまざまな地域課題の解決に向け話し合い、地域での支え合いの促進等、自主的な地域住民福祉活動の推進を図ります。

### 1 生活支援体制整備事業の拡充

協議体や生活支援コーディネーターの活動をより地域の中にまで広げ、実際の地域の困りごとを解決できる場として機能できるよう、また、地域の各種団体の連携を支援できるよう取り組むとともに、協議体や生活支援コーディネーターについての周知も引き続き行いながら、地域との連携を進めていきます。

### 2 自主的な地域住民福祉活動の推進

老人クラブ連合会加盟の各単位老人クラブでは、会員が相互に安否を確認し、日常生活の支援を行う愛の一声運動を行っています。

また、社会福祉協議会と連携を図り、地域福祉に取り組むボランティア団体等を支援するとともに、地域福祉活動の促進、拠点づくりの充実、閉じこもりがちな高齢者の社会参加の促進、仲間づくりの場の拡充、住民同士の見守り活動の促進等、自主的な地域住民福祉活動の推進を図ります。

### 3 地域課題の発見・共有・解決のための仕組みづくり

国が推進する重層的支援体制整備事業の地域づくり事業を参考に、地域課題の発見・共有・解決のための仕組みづくりに取り組みます。

### 4 交流活動の充実

遠賀町ふれあいの里は、地域福祉の拠点として、浴場を主軸に貸館のほか、ふれあい館、研修棟、ふれあい農園等を有する多目的施設です。子どもから大人まですべての住民の生きがいがづくり、生涯学習、ふれあい交流につながるイベントや講座等を開催しています。

地域福祉の拠点として機能強化を図るとともに、より多くの人に来館してもらえる魅力ある施設になるよう創意工夫し、住民ニーズを的確に把握した事業展開をしていきます。

また、住民や地域の団体と連携したイベント等を開催し、地域の活性化、ボランティアの推進を図っていきます。

### (3) 認知症施策の推進

#### 現状と課題

令和元年の関係閣僚会議で決定された国の認知症施策推進大綱では、認知症の人ができる限り、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、認知症とともに暮らす「共生」と、認知症になるのを遅らせる、認知症になっても進行を緩やかにする「予防」を柱とした取組を推進することが求められました。令和4年の中間評価によると、認知症予防に関する啓発活動や、認知症患者や家族向けの情報提供などが進展している一方で、認知症治療薬の開発や、認知症患者の社会参加支援などについては、改善が必要であるとされています。

また、令和5年6月に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」では、認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができるよう、国と地方が一体となって、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することが求められています。

高齢者実態調査における認知症のイメージに関する回答結果を見ると、「恥ずかしい」(11.1%)と回答した人や、「世間には隠しておきたい」(10.7%)と回答した人も少なからず存在しており、依然として根強い偏見のあることがうかがえます(図1参照)。また、各項目において「そう思う」と回答した割合は、前回調査(令和2年度実施)結果と比較してもあまり大きな変化は見られず、「地域社会とのつながりが予防に有効」については前回の67.9%から63.1%へ、「地域で見守る必要がある」については前回の70.2%から66.4%へ、それぞれ回答割合が低くなっていることから、認知症に関する更なる啓発の必要性がうかがえます。

さらに、認知症高齢者を介護する家族の多くは、他の人になかなか介護の大変さを理解してもらえない、同じ家族でさえもなかなか理解してもらえないといった悩みを抱えています。高齢者実態調査結果によると、仮に自分の身近にいる人が認知症になった場合、「問題行動(火の不始末や徘徊等)」(75.0%)、「精神的に疲れる」(68.2%)、「介護面(介護できる人がいない、自由な時間がもてない等)」(43.8%)等、数多くの不安の声が挙げられています(図2参照)。家族だけで問題を抱え込んでしまうことのないよう、気軽に相談できる体制を整備するとともに、介護者の精神的ストレスの軽減を図る取組が必要です。

本町では、認知症に対する地域住民の理解の促進を図るとともに、認知症サポーター※を養成することで、地域での見守り・支援体制の充実を目指しており、養成されたサポーターは既に約2,000人になりました。



平成28年度からは地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、地域の医療機関や介護サービス等の支援機関をつなぎ、継続的な支援体制の構築を図っています。また、平成30年度からは認知症初期集中支援チームを地域包括支援センター内に設置し、医療と介護それぞれの専門職であるチーム員と、認知症サポート医が協力して認知症の人とその家族への支援を行っています。

さらに、令和5年度から「認知症カフェ※運営補助金」制度を創設し、町内において認知症カフェ事業を運営する社会福祉法人、医療法人、NPO法人等の団体又は個人に対し、初期経費と運営費について補助を行っており、令和5年9月末現在、町内の認知症カフェは4か所となっています。そのうち1か所では、町が主催し、認知症サポーターの方にスタッフとして携わってもらい、協力してカフェを実施しています。

今後も認知症施策推進大綱等を踏まえ、「共生」と「予防」を両輪とする認知症施策を総合的に推進する必要があります。

※認知症サポーターとは

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人をいいます。

※認知症カフェとは

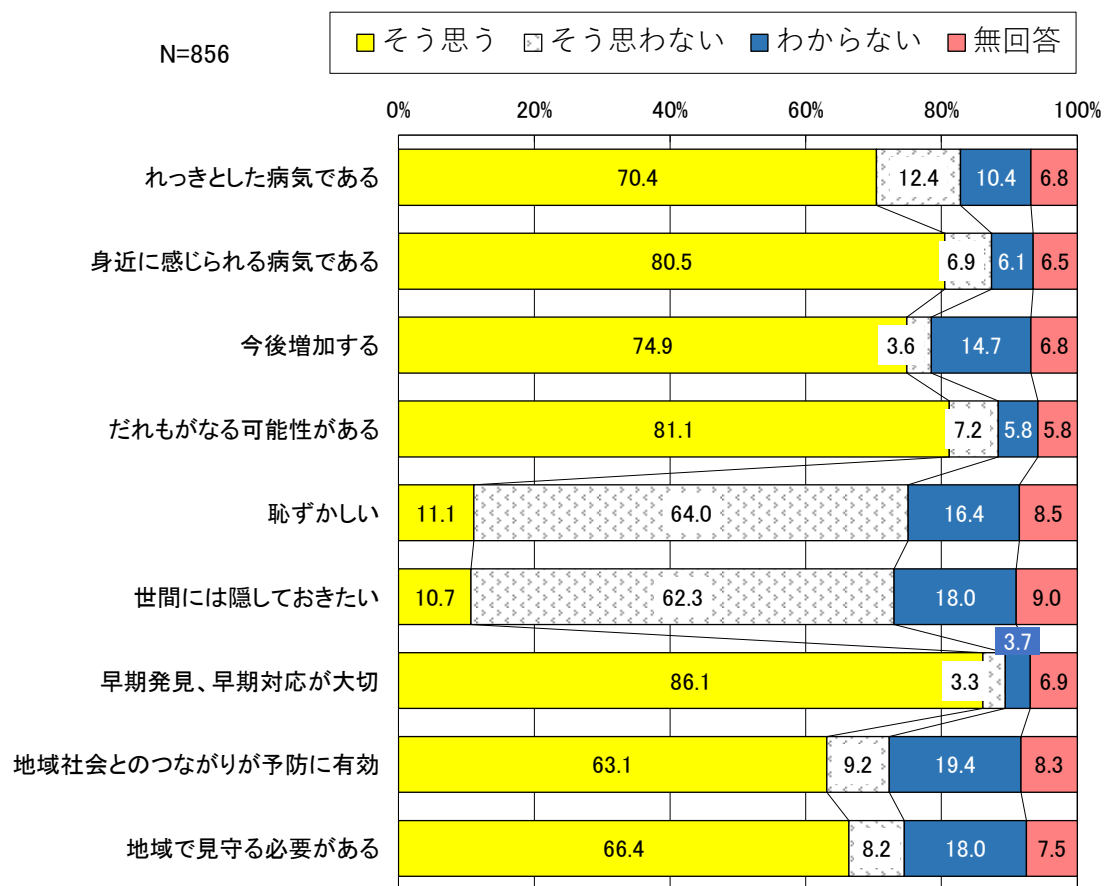
認知症の人やその家族、地域住民などが気軽に立ち寄れる場です。皆でお茶やコーヒーを飲みながら交流会、情報交換、勉強会などを行います。

福祉や医療の専門職も参加し、気軽に相談することもできます。



交流の場である認知症カフェ

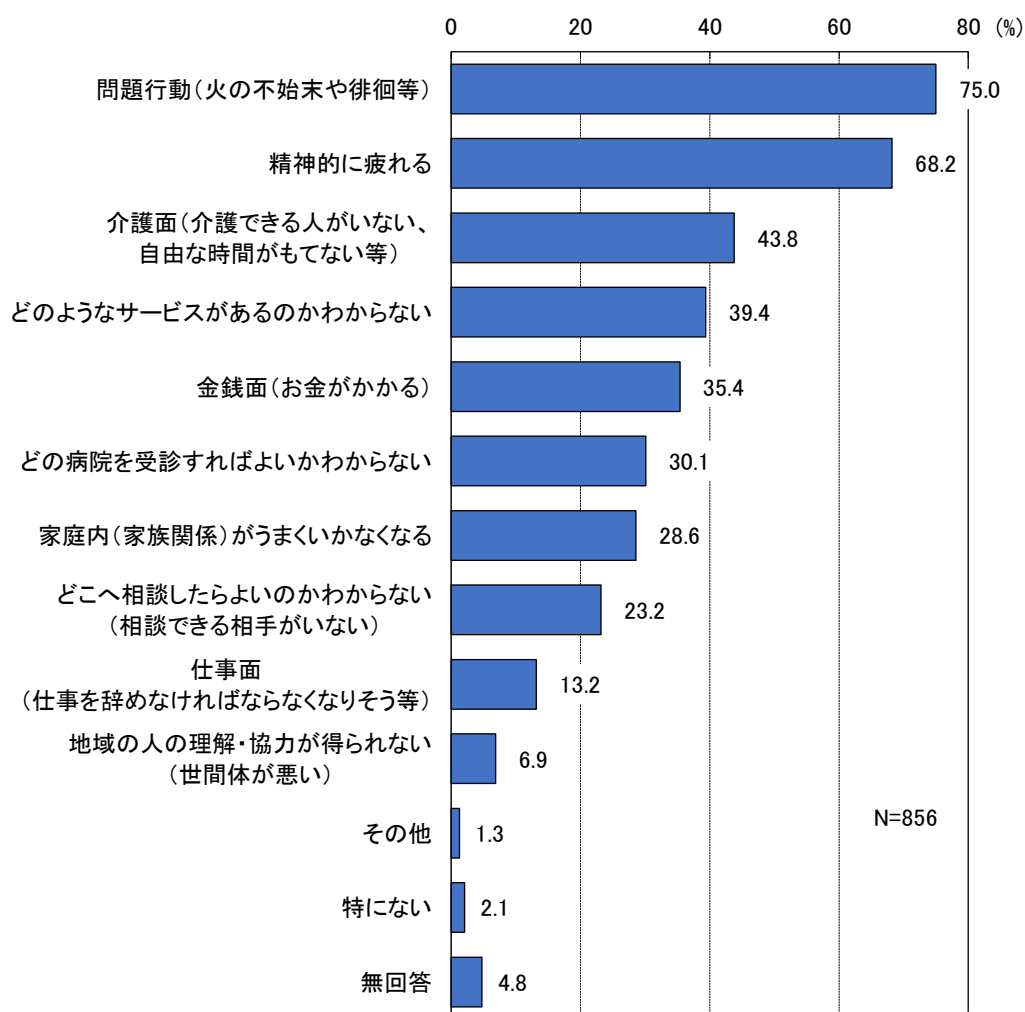
■図1 認知症に対するイメージ



資料: 高齢者実態調査結果



■図2 身近にいる人が認知症になった場合に不安なこと（複数回答）



資料:高齢者実態調査結果

## 今後の取組

認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、引き続き地域での見守り・支援体制の充実を図ります。

また、認知症高齢者やその家族が必要な医療や介護等のサービスを受けられるよう、認知症地域支援推進員を中心に医療や介護の関係機関との連携体制構築を図ります。

### 1 認知症に対する正しい理解の普及啓発

認知症に対する地域住民の理解の促進を図るため、住民向け講演会や出前講座、小中学校への講座等を実施し、啓発を推進します。また、認知症に関する情報を発信する場として、認知症コーナーを設置する等、遠賀町立図書館との連携を図ります。

## 2 認知症に関する相談先の周知

地域の高齢者等の保健・医療・介護等に関する総合相談窓口である地域包括支援センターと認知症に関する専門医療相談が受けられる認知症(疾患)医療センターについて、ホームページ等を活用して周知します。また、その際に認知症ケアパス※を活用して、具体的な相談先や受診先の利用方法等が明確に伝わるようにします。

### ※認知症ケアパスとは

認知症の人が、認知症を発症したときから生活機能障害が進行していく中で、その進行状況にあわせていつ、どこで、どのような保健・医療・介護サービスを受ければよいかをあらかじめ標準的に決めておくものをいいます。

## 3 認知症予防のための活動の推進

早期の予防として、高血圧、糖尿病等の生活習慣病予防対策に重点を置くことで、認知症の予防を強化する等、教育や相談を推進します。また、医療や介護サービスの利用を本人が希望しない等で社会から孤立している状態にある人への対応も含め、適切なサービス等へ速やかにつなぐ取組を強化するため、医師会、薬剤師会、民生委員等に周知し、認知症初期集中支援チームの対応件数を増やしていきます。

## 4 介護従事者の認知症対応力向上・介護サービス基盤整備の促進

介護従事者を対象とした専門医等による研修会等を開催し、認知症高齢者当事者主体の介護サービスを行う上での知識、技術とそれを実践する際の考え方の指導を図ります。また、介護サービスの質の評価や利用者の安全確保を強化するため、認知症高齢者グループホーム(認知症対応型共同生活介護)等が地域における認知症ケアの拠点となるよう、認知症カフェ等を通じて地域に開かれた事業運営に向けて支援します。

## 5 認知症サポーターの養成と活動の活性化

認知症サポーターの養成について、人格形成の重要な時期である学生を含め、引き続き推進します。また、ステップアップ講座※を通じて認知症サポーターの活動の活性化を図ります。

※ステップアップ講座とは

認知症サポーター養成講座を修了した人が復習も兼ねて学習する機会を設け、座学だけでなく認知症サポーター同士の発表・討議も含めたより実際の活動につなげるための講座のことをいいます。

## 6 地域支援体制の強化

認知症地域支援推進員等が中心となって地域資源をつなぎ、認知症ケアパスの作成・活用の促進、認知症カフェを活用した取組の実施、社会参加活動促進等を通じた地域支援体制の構築を行います。

また、認知症高齢者及び要保護者のはいはい行動等による行方不明事案に、折尾警察署を中心とした関係機関・団体が相互に連携し、保護のための情報の一元化を図る「はいはい高齢者等SOSネットワークシステム」の運用を継続します。

## 7 認知症等高齢者の権利を守る活動

軽度の認知症により判断能力が低下する等、福祉サービスの利用援助や金銭管理等の援助が必要な人に対し、社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業へつなげる支援を行います。また、認知症の進行等により判断能力がさらに低下した場合には、財産管理や契約等を行う成年後見制度の利用を支援します。

## 2 介護予防と健康づくり

### (1) 介護予防事業の充実

#### 現状と課題

高齢者ができる限り健康を維持し、要支援・要介護の状態にならないようにするためには、介護予防を推進する必要があります。介護予防を進めるには、運動機能や口腔機能の向上、栄養改善等の観点から高齢者の保健事業との一体的な実施により、一人ひとりに合ったきめ細かな介護予防プランを作成するとともに、みずから意欲を持ち、無理なく介護予防に取り組むことができる環境づくりが大切です。

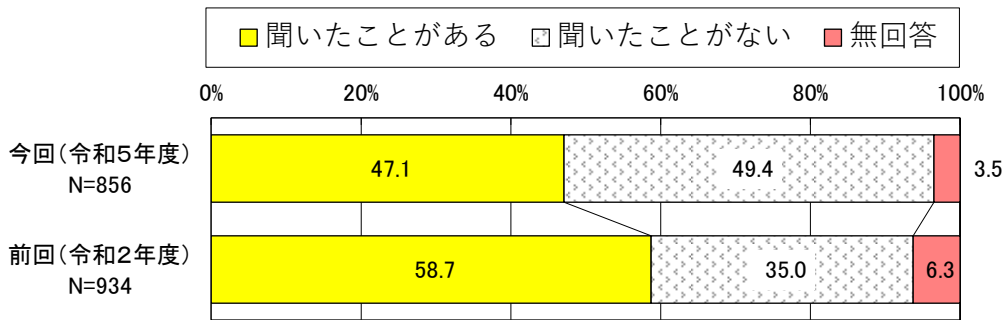
高齢者実態調査結果を見ると、介護予防という言葉を知ったことがあると回答した人の割合は47.1%と、前回調査結果(58.7%)に比べ、認知度は11.6ポイント低下しています(図3参照)。また、「常日頃から運動を心がけ、介護予防に取り組んでいる」(27.6%)、「今の身体状況や生活状況を維持・改善するために、これから頑張っていきたい」(25.4%)と介護予防に前向きな人の割合も前回調査結果に比べ低下しています(図4参照)。しかし他方、多くの高齢者が日々の生活の中で、介護予防のため、少なからず習慣にしていることがあることもうかがえます(図5参照)。

本町では、平成28年4月から介護予防・日常生活支援総合事業を実施しており、要支援1・2の人を対象とした「介護予防・生活支援サービス事業」のほか、すべての高齢者を対象とした「一般介護予防事業」として「いきいきクラブ」を実施しています。令和4年度からはトランポリンを使った介護予防の運動教室「ケアトランポリン教室」、令和5年度には音楽を通して脳の活性化等を図る介護予防教室「介護予防音楽サロン」を始めました。今後も、後期高齢者の増加に伴う要介護認定者の増加が見込まれることから、介護予防の効果が実感でき、楽しく参加できるよう、介護予防事業の充実を図る必要があります(図6参照)。

また、閉じこもりがちであったり、人との交流に積極的でなかったりする高齢者に対して、介護予防への関心や参加への意欲を持ってもらうよう、地域包括支援センターや関連する部署が連携し、介護予防の普及啓発を徹底することも大切です。

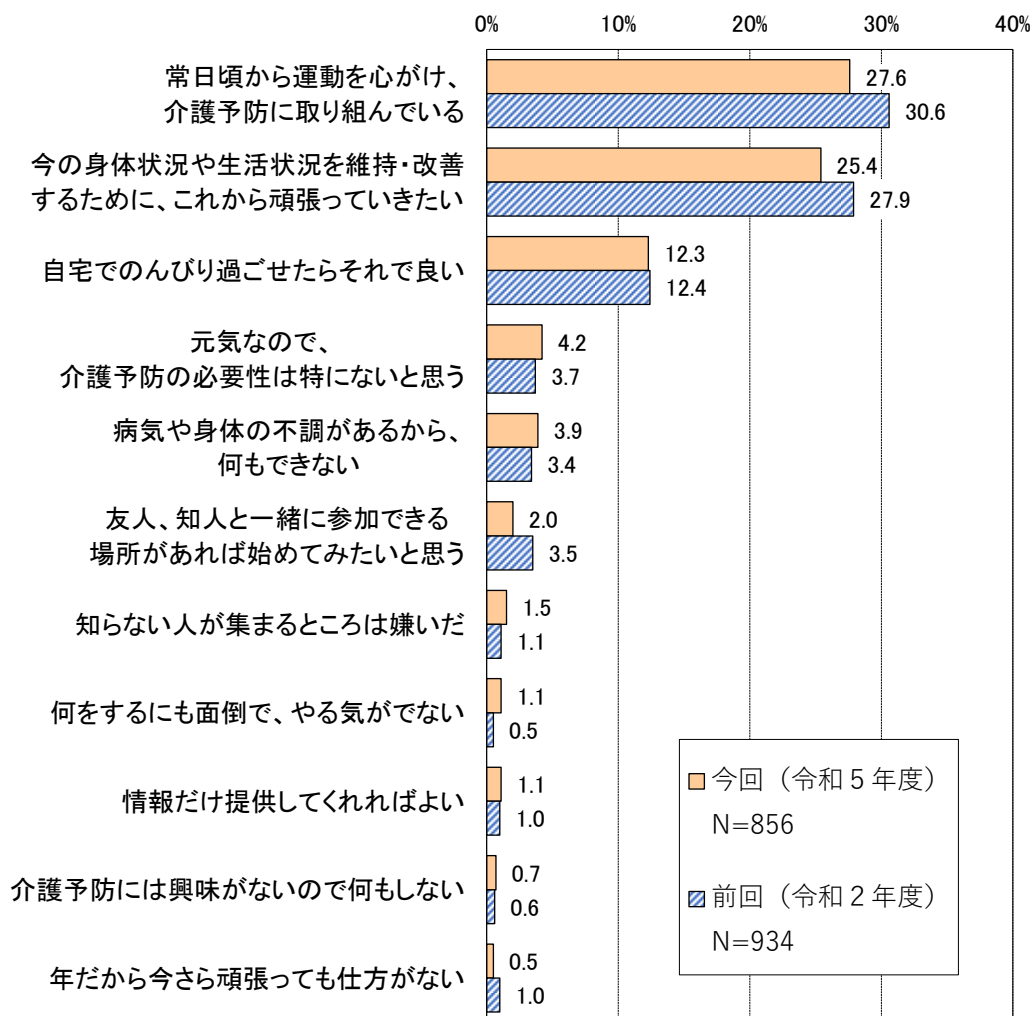
さらに、高齢者が単に支えられる人としてではなく、支える側として活躍できることが介護予防にもなり、その人がいつまでも住み慣れた家で元気で暮らしていくことにもつながります。地域の中に高齢者が活躍できる場を増やし、高齢者が自身の持つ能力や豊かな経験を生かし、支える側として主体的に地域に関わることにより、生きがいと張り合いを持って生活を送ることができる協働のまちづくりを進める必要があります。

■図3 介護予防という言葉を知ったことがあるか（前回調査結果との比較）



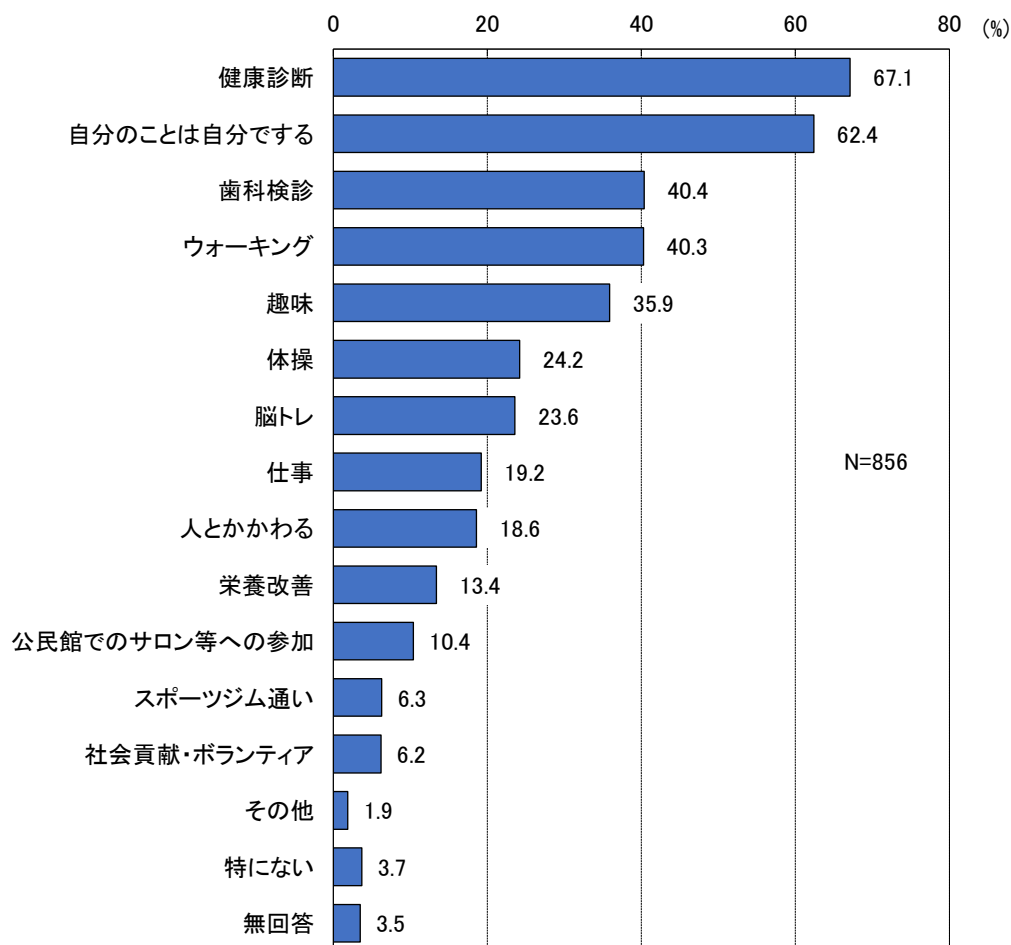
資料:高齢者実態調査結果

■図4 介護予防について今の自分に一番近い気持ち（前回調査結果との比較）



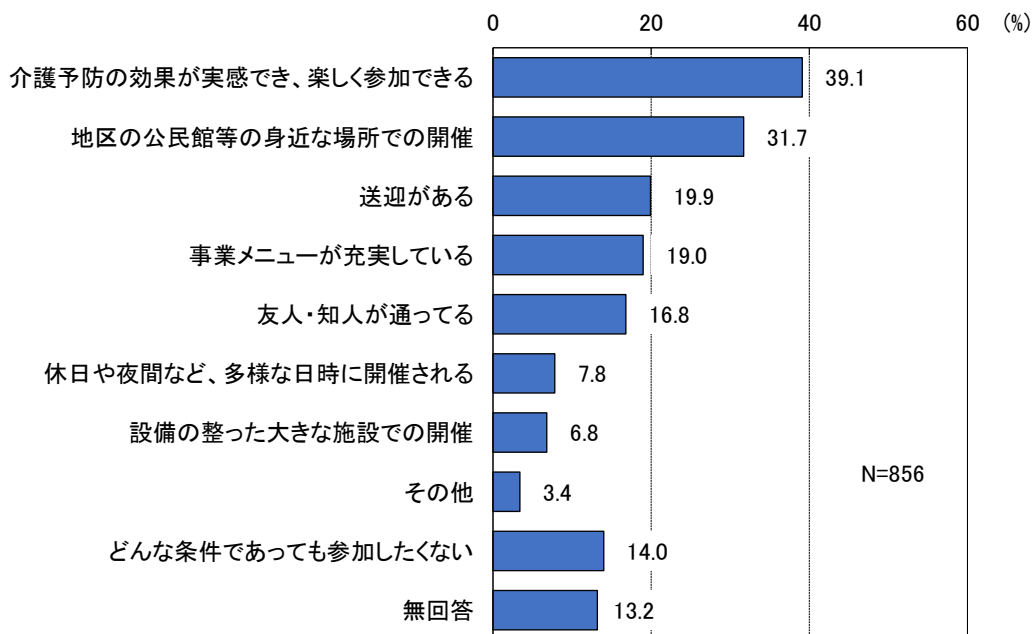
資料:高齢者実態調査結果

■図5 介護予防のため、習慣にしていること（複数回答）



資料：高齢者実態調査結果

■図6 介護予防等の教室に参加する場合の条件や環境（複数回答）



資料：高齢者実態調査結果



## 今後の取組

今後も、既存の介護予防事業を拡充するとともに、高齢者が自身の持つ能力や豊かな経験を活かし、支える側として主体的に地域に関わることにより、生きがいと張り合いを持って生活を送ることができるよう、地域における活躍の場を増やしていきます。

また、地域ケア会議や生活支援体制整備事業との連携、運動や社会参加等の視点から高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進していきます。

### 1 介護予防の普及啓発

高齢者が介護予防に関心をもち、日々の生活の中で無理なく自主的に介護予防に取り組めるよう、地域でのサロン活動や運動教室などの事業を推進することで介護予防の普及啓発をさらに進めます。

### 2 リハビリテーション専門職等との連携

可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するために、介護予防事業においても、地域リハビリテーション活動支援事業を活用することでリハビリテーションの視点に立った事業を推進します。

### 3 自立支援・重度化防止に向けた取組の推進

住民や事業者等への自立支援・介護予防に関する啓発、介護予防に関する通いの場の充実、多職種連携による取組の推進、地域包括支援センターの機能強化等を進めます。



介護予防に関する通いの場（ケアランポリン）

(2) 健康づくりの推進

現状と課題

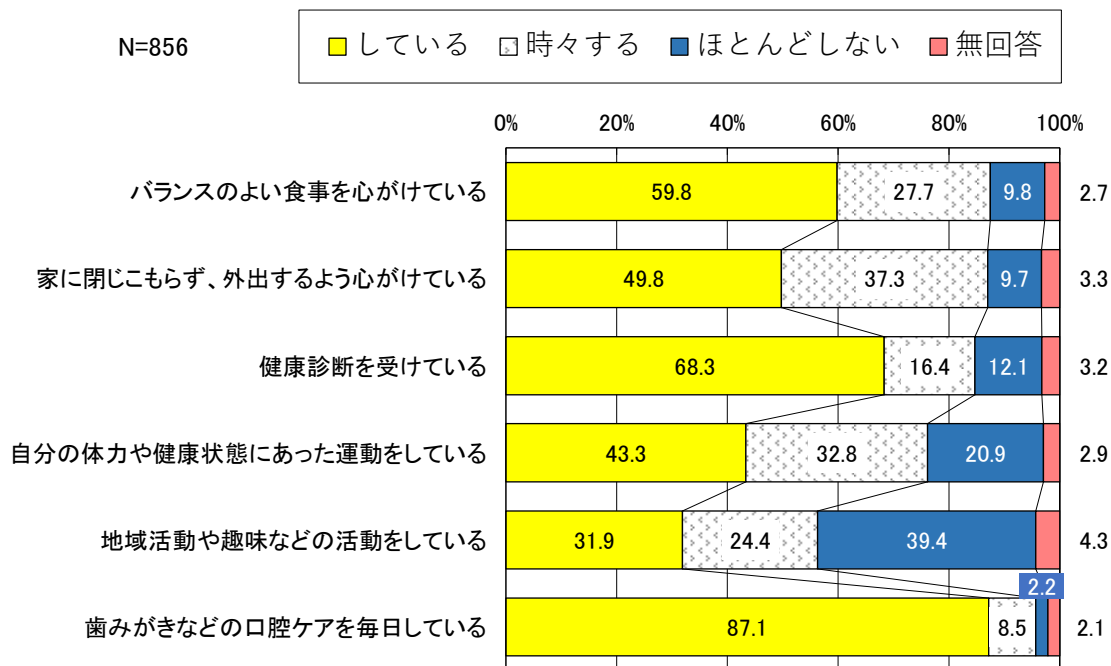
高齢者がいつまでも健康に暮らすためには、普段からの食生活の改善や運動の習慣化、こころの健康づくりを行うことが必要です。

本町では、「遠賀町健康増進計画」に基づき、高齢者を含むすべての住民の健康づくりを推進しています。高齢者実態調査の結果を見ると、既に健康の維持・増進を意識した行動をとっている高齢者も多く(図7参照)、今後もみずから意欲を持ち、生活の一部として無理なく健康づくりや介護予防に取り組んでもらうことが重要です。

高齢者実態調査結果によると、自分が健康であると感じている人の割合は67.3%となっており、前回調査結果(72.2%)に比べると、4.9ポイント低下しています(図8参照)。一般に主観的健康感が高いほど要介護状態になるリスクが低下すると言われており、高齢者の主観的健康感を高めることが介護予防につながります。

また、要介護状態になる原因は、主に脳血管疾患や認知症、高齢による衰弱と言われており、それらを誘発する高血圧や糖尿病、脂質異常等の生活習慣病を予防することが重要です。

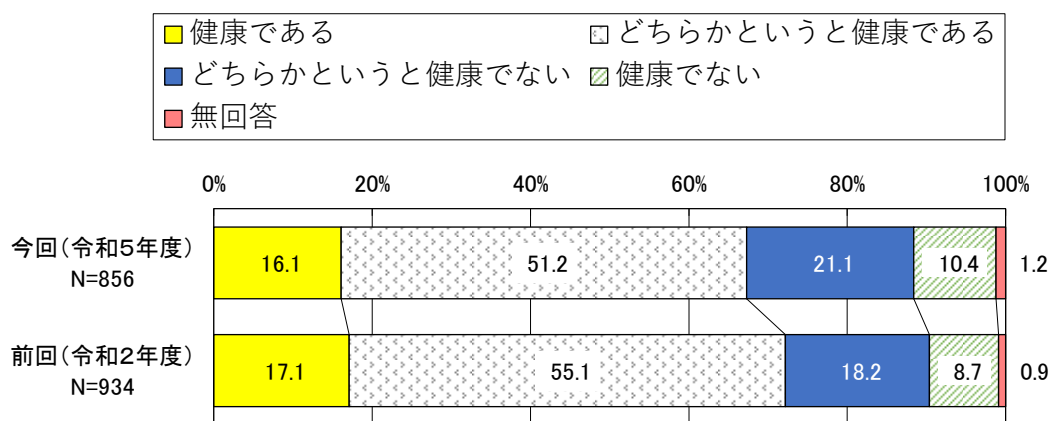
■図7 普段、健康のためにどのような行動をとっているか



資料: 高齢者実態調査結果



■図8 自分が健康であると感じているか（前回調査結果との比較）



資料：高齢者実態調査結果

### 今後の取組

「遠賀町健康増進計画」に基づき、健康教室や健康相談を実施するとともに、疾病の早期発見や生活習慣病予防のため、各種健診の受診勧奨を行います。

#### 1 高齢者の健康づくりの推進

遠賀町中央公民館や各地区公民館で健康教室・相談を実施するとともに、近所でのつながりや行政、各種関係機関、民生委員、NPO、ボランティア、地域包括支援センター等が連携し、フレイル<sup>\*</sup>状態等を確認した上で各々の高齢者に適した健康づくりを進めます。

##### ※フレイル（虚弱）とは

加齢と共に心身の活力が低下し、健康障がいを起こしやすくなった状態（健康と要介護の間）であり、放置すると要介護状態へ移行してしまう一方、適切に対応すれば健康な状態に戻ることも可能な時期です。

フレイルには、以下の3つの要因があるとされています。

- ①身体的要因（筋肉量の減少による筋力低下など）
- ②精神的要因（うつ病、認知症）
- ③社会的要因（孤独、閉じこもり）

## 2 運動・生涯スポーツの推進

リフレッシュ教室では、エアロビクスや筋力トレーニングを中心に、定期的に運動することにより、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防を目指し、取り組みます。

また、悠遊ひろばでは、転倒を予防し、元気で歩ける体力づくりを目的として、筋力アップの運動を中心に行います。また、ケアランポリン教室での運動や介護予防音楽サロンでの音楽に合わせた体操など、住民が参加しやすい教室を実施していきます。

さらに、高齢者の健康増進、体力づくり等として、パタンクや卓球バレー等のニュースポーツを高齢者が手軽に楽しむことができるよう普及を推進するとともに、いつでも身近な場所で運動できる環境の整備に努めます。



生活習慣病の予防を目指したリフレッシュ教室

## 3 健康診査の受診勧奨と保健指導による支援

健康診査による疾病の早期発見や生活習慣病の予防、介護予防のため、積極的に受診してもらうよう、電話や個別通知での勧奨等、あらゆる機会を捉えて受診を呼びかけます。

また、健康診査の結果に基づき、保健指導を実施し、生活習慣病の予防や介護予防につなげられるよう、継続的に支援していきます。

## 4 口腔機能向上の支援

歯や口の中の状態を把握し、口腔清掃の指導や実践を行い、食べる楽しみ、低栄養の予防や誤嚥予防等への支援を行います。

### 3 生きがいを感じる暮らしづくり

#### (1) 生きがいのあるいきいきとした暮らしづくり

##### 現状と課題

高齢期を豊かで実りあるものにするためには、日々の生活の中で社会との関係を保つとともに、個人の価値観に基づく生きがいを感じながら暮らすことが必要です。高齢者実態調査結果によると、本町において、毎日の生活で充実感や生きがいを感じている高齢者の割合は58.5%、感じていない高齢者の割合は17.8%と、前回調査結果とあまり変わらない結果となっています(図9参照)。

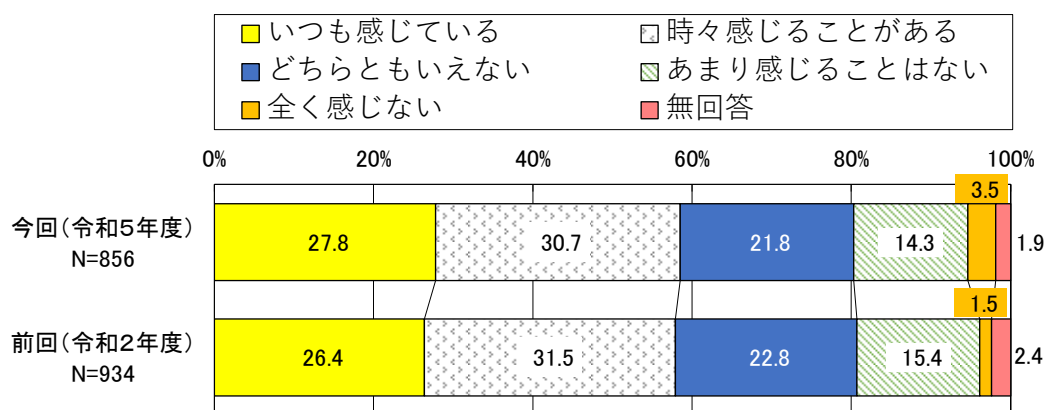
また、高齢者がはつらつと生きがいのある生活を送るためには、長い人生の中で培われた知識や技能が日常生活や地域社会で発揮でき、重要な構成員として活躍できるような社会づくりが必要です。特に、比較的若く元気な高齢者が、それぞれの能力や経験を生かして積極的に社会参加し、地域社会等でさまざまな役割を担い、活躍することが期待されています。そのため、高齢者の働く意欲に応じた就労の場を確保するとともに、地域活動への参加を促進しながら、高齢者の活躍の場を広げることが重要です。

高齢者実態調査結果によると、既に多くの高齢者がさまざまな地域活動に参加していますが、地域活動に参加していない高齢者も4割程度いることがうかがえます(図10参照)。

今後、多様化する地域課題解決の担い手として、経験豊かな高齢者の存在は大変貴重なものです。地域福祉は住民自身が、ある場面ではサービスの受け手であったとしても、ある場面ではサービスの担い手となる等、お互いが支え、支えられながらみずからのできる範囲で地域や社会に貢献していくことで実現できるものです。地域や社会に貢献する意欲のある高齢者には、ボランティアとして活躍する機会を増やしていくことも必要です。

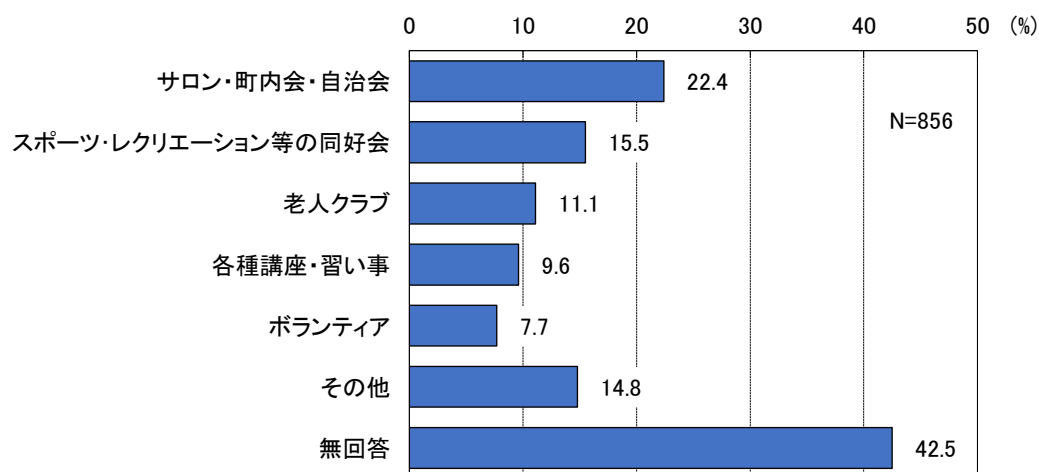
さらに、高齢者に多様な学びの場を提供することは、高齢者の自己実現や社会参加を促進し、生きがいづくりの重要な要素となります。高齢者の学びの場としては、遠賀町中央公民館等での各種講座や教室があり、また、老人クラブ連合会でも単位老人クラブ会長を対象としたリーダー研修をはじめさまざまな活動が行われています。生涯学習については、ライフワークの追求、社会貢献、キャリアアップ等の多様な目的が考えられますが、こうした目的に対応するためには、高齢者一人ひとりがみずから進んで学習することはもちろん、講座活動や学習内容についても主体的・自主的にかかわっていく必要があります。

■図9 毎日の生活で充実感や生きがいを感じているか



資料:高齢者実態調査結果

■図10 現在、地域で参加している活動があるか(複数回答)



資料:高齢者実態調査結果

## 今後の取組

高齢者が生きがいを感じる暮らしづくりを推進するため、高齢者の交流の場、活躍する場、学びの場の創出に取り組めます。

### 1 ボランティアの育成・支援

幅広い住民の参加によるボランティア活動を通じて、高齢者の豊富な経験、知識や技能を活かした高齢者自身によるボランティア活動がさまざまな分野で行われるよう推進を図ります。

また、庁内関係部署や社会福祉協議会との情報共有を積極的に行うことで、ボランティア団体等の活動を支援します。

## 2 シルバー人材センターへの支援及び加入・就労の促進

シルバー人材センターは、高齢者の労働能力を活用し、生きがいづくりや社会参加を通じて活力ある地域社会をつくることを目的としています。今後も、シルバー人材センターの活動及び運営を支援するとともに、おおむね60歳以上の健康で働く意欲のある人を対象に、シルバー人材センターへの加入・就労の促進に努め、高齢者の健康保持や生きがいづくりを推進します。



シルバー人材センター会員の方の活躍

## 3 地域における活動拠点の整備

地域における健康づくりや社会参加、生きがい活動の拠点整備を推進し、各地区公民館等の施設を活動拠点として、高齢者自身による活動の企画運営ができるよう支援します。

## 4 講座等の開催及び支援

住民の自主企画・運営による公民館講座やボランティア活動と一体となった学習講座の充実に努めながら、講座の経験者を対象とした学習の機会を設け、教えあい、学びあう環境づくりを検討します。

## 5 生涯学習の充実

高齢者が楽しく生きがいを持って、地域社会のさまざまな活動に参加できるよう、保健・医療・福祉等、高齢者の学習ニーズや地域の課題に応じた多様な講座の充実等を推進します。



高齢者の社会参加を促し、健康で生きがいのある生活を送るためのひとつの機会として寿大学を開講し、学習機会の場の充実に努めます。学習内容は、教養コースと専科コースを設け、受講生の主体的な学習意欲に応えられるよう企画します。



学習機会の場である寿大学

## 6 敬老祝金事業・区事務交付金高齢者加算

多年にわたり社会に尽くしてきた高齢者を敬愛し、長寿を祝う事業の実施や、88歳(米寿)、100歳等の高齢者への敬老祝金贈呈により、高齢者が住み慣れた地域で充実した生活を送ることを支援します。また、区事務交付金を増額する形で、広く高齢者支援に関する事業について、補助を行います。



100歳を迎える方への町長訪問

## (2) 気軽に出かけられる環境づくり

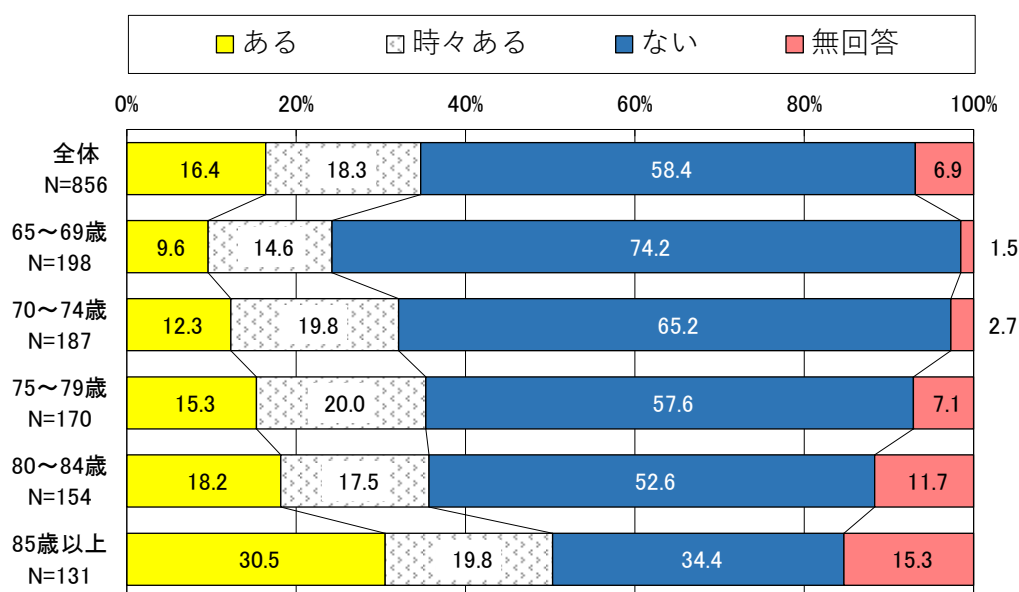
## 現状と課題

高齢者実態調査結果によると、外出が「むずかしい」「おっくうである」と感じることはある高齢者は全体の34.7%となっており、特に85歳以上では50.3%と、その割合が高くなっています(図11参照)。その理由は多岐にわたっています(図12参照)が、高齢者が外出を避け、閉じこもりがちな生活が続くと、筋力や食欲が低下し、認知症やうつ等になりやすくなるおそれがあります。

高齢者の閉じこもりを防ぎ、外出の機会を確保するためには、閉じこもりの原因となる「身体的要因(身体機能の低下等)」「精神的要因(転倒への恐怖や自信の無さ等)」「社会環境要因(家庭環境や地理的要因等)」を見極め、施設や歩行空間のバリアフリー化等の「福祉のまちづくり」を推進するとともに、高齢者にとって安全で利便性の高い移動手段を確保する等、適切な対処を行う必要があります。

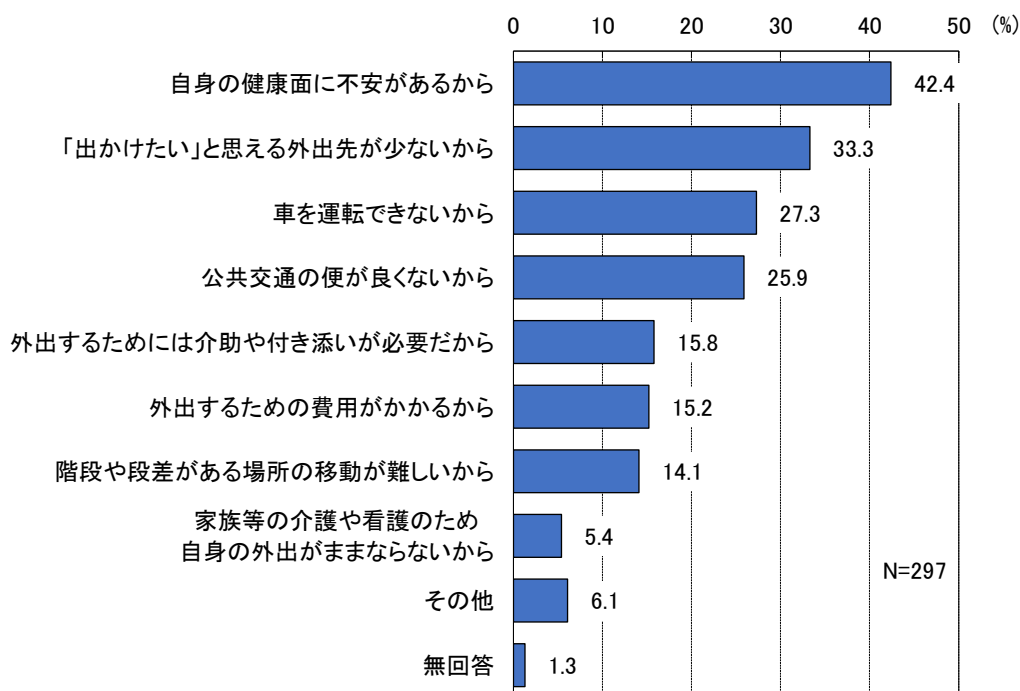
また、高齢者や障がいのある人等、いわゆる交通弱者にとって、生活支援の移動手段としてのコミュニティバスの役割は重要で、その利便性の向上を求める声は少なくありません。高齢者の外出支援として必要な取組に関する高齢者実態調査結果(図13参照)も踏まえ、今後もコミュニティバスの利便性を向上するために運行の見直しを行い、生活交通の充実を図るとともに、交通弱者への支援、買い物した後の荷物を持つての移動が困難な人への支援等、地域の支え合いによる生活安心度の向上を図る必要があります。

■図11 外出が「むずかしい」「おっくうである」と感じることはあるか



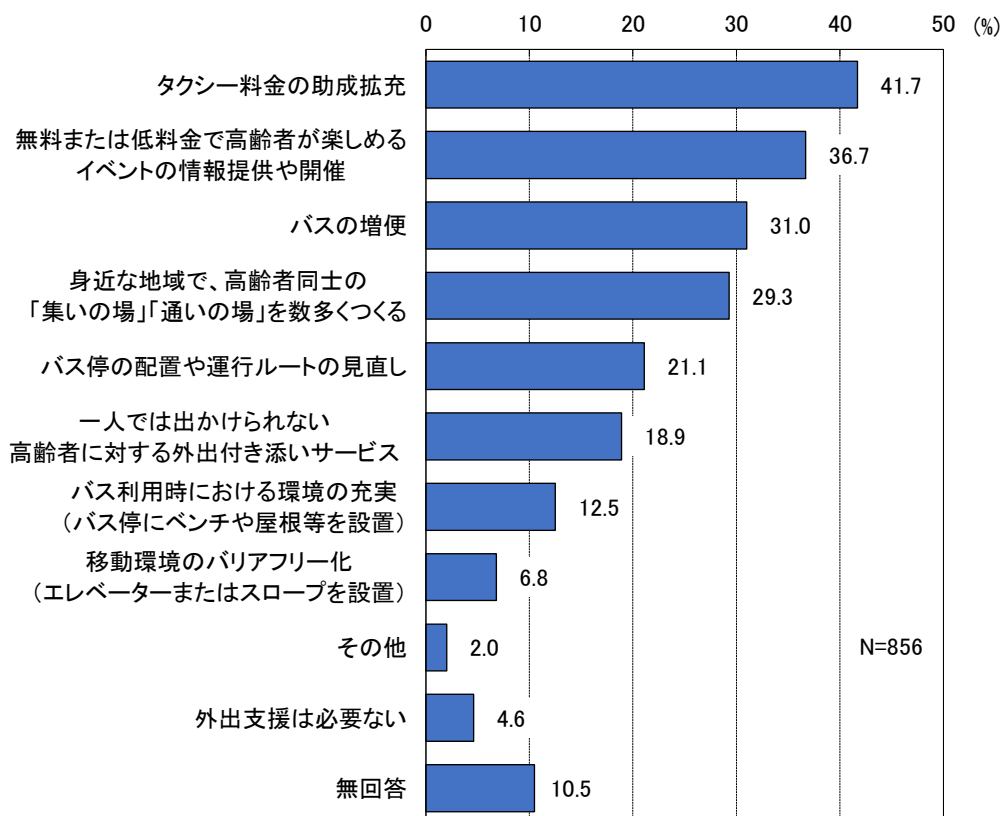
資料: 高齢者実態調査結果

■図 12 外出が「むずかしい」「おっくうである」と感じる理由（複数回答）



資料:高齢者実態調査結果

■図 13 高齢者の外出支援として必要だと思う取組（複数回答）



資料:高齢者実態調査結果



## 今後の取組

高齢者の閉じこもりを予防するとともに、公共施設及び歩行空間のバリアフリー化、コミュニティバス等の利便性向上に努め、高齢者が気軽に出かけられる環境づくりを推進します。

### 1 高齢者の閉じこもり予防

閉じこもりがちな高齢者に外出への意欲を持ってもらうよう、老人クラブ連合会や民生委員等と連携し、さまざまな場への高齢者の社会参加を働きかけます。

### 2 コミュニティバスの利便性の向上等

コミュニティバスの利便性を向上するために運行の見直しを行い、高齢者等の移動手段の充実を図るとともに、交通不便地域への乗合タクシーの導入等、新たな交通システムの検討を行います。

### 3 コミュニティバス利用促進支援事業

コミュニティバスの利用促進と高齢者の交通事故の減少を図るため、運転免許証を自主返納した際に、65歳以上の住民を対象としてコミュニティバス回数乗車券を交付しています(※ 自主返納後1年以内に手続きが必要)。

また、乗り方や料金について説明する出前講座や無料の体験乗車を実施し、コミュニティバスを身近な移動手段として利用できるような取組を行っています。



町内全域を回るコミュニティバス

## 4 安心して暮らせるまちづくり

### (1) 在宅生活の維持・継続に向けた取組

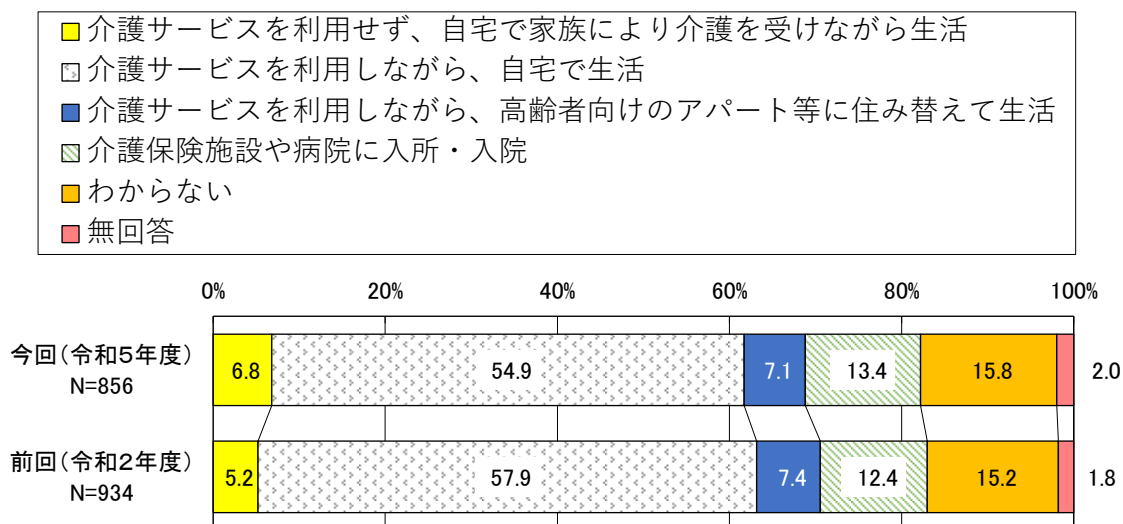
#### 現状と課題

本町における65歳以上の要支援・要介護認定者は、令和5年9月末現在1,084人となっており、今後も後期高齢者数の増加等により、支援や介護が必要な高齢者の増加が見込まれるとともに、生活支援等さまざまなサービスに対する需要の増加が見込まれます。

このような状況のもと、高齢者実態調査結果では、介護が必要になった場合61.7%の人が自宅での生活を希望しており(図14参照)、住み慣れた地域での居留意向が高くなっています。また、終末期に過ごしたいと思う場所についても自宅が42.6%を占め、第2位の緩和ケア病棟の希望割合(26.9%)を上回っています(図15参照)。

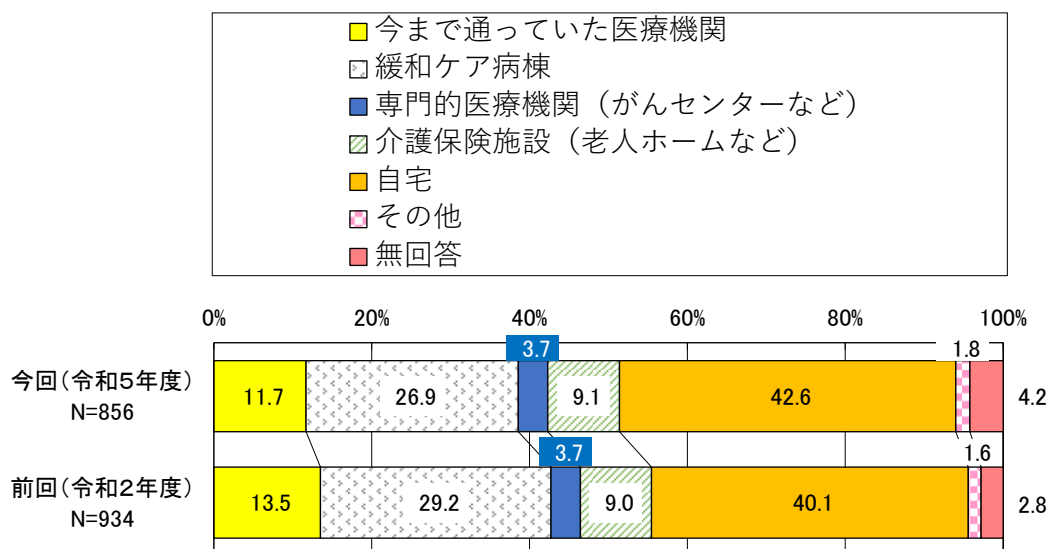
高齢者が住み慣れた地域で生活や身体等の状況に応じて、さまざまなサービスを選択して暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステム推進の一環として、在宅療養の推進や生活支援サービスの充実等、在宅生活の維持・継続に向けた取組を進める必要があります。

■図14 介護が必要となった場合の生活についての希望（前回調査結果との比較）



資料:高齢者実態調査結果

■図 15 終末期に過ごしたいと思う場所（前回調査結果との比較）



資料：高齢者実態調査結果

## 今後の取組

地域包括ケアシステム推進の一環として、在宅医療・介護の連携や各種生活支援サービスの充実等、在宅生活の維持・継続に向けた取組を進めます。

### 1 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことを目的としています。専門職による継続性・一貫性をもった介護予防マネジメントの実施や高齢者が住み慣れた地域でその人らしく生活が続けられるように、介護予防・保健・医療・福祉等さまざまな面で相談・支援を行います。

今後も、高齢者や家族の相談に応じて、保健・医療・介護サービスをはじめとする適切な支援へのつなぎや継続的な見守りを行い、更なる問題の発生を防止するため、介護サービス事業者、医療機関、民生委員等、地域におけるさまざまな関係者とのネットワークの構築を図ります。また、介護を行う家族に対する支援も重要であり、介護に関する情報や知識・技術の提供等の相談支援を実施します。

### 2 地域ケア会議の充実

地域の関係者や介護・医療に関する専門職が集い、高齢者の個別課題の解決を図ることを主な目的として地域ケア会議を開催しています。

高齢者個人に対する支援の充実だけでなく、ネットワーク構築、地域課題の把握、資源開発、政策形成といった機能を発揮できるよう、さらに地域ケア会議の取組を発展させていきます。

### 3 在宅医療・介護連携の推進

医療や介護を要する状態になっても住み慣れた地域で本人・家族が自分らしい生活を継続することができるよう、次のア～クに示す事業を実施していきます。

- ア) 地域の医療・介護の資源の把握
- イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- ウ) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援
- オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- カ) 医療・介護関係者の研修
- キ) 地域住民への普及啓発
- ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市町の連携

### 4 総合的な保健福祉相談・情報の提供

高齢者等の日常生活における相談については、社会福祉協議会が、遠賀町ふれあいの里で弁護士と心配ごと相談員による相談業務を行っています。

また、住民がみずからの選択で適切なサービスを受けることができるよう、サービスの内容や利用要件、サービス提供事業所等に関する情報の普及啓発に努めるとともに、地域包括支援センターが地域の相談窓口や事業所等と連携して、総合的な相談体制を充実します。

### 5 各種生活支援サービスの実施

在宅高齢者の生活を支援するため、介護の必要な高齢者やその家族に向けた次のア～コに示す各種サービスを実施していきます。

#### ア) 配食サービス事業

民間事業者に委託して、見守りが必要で食の確保が困難な高齢者等に夕食の弁当を配達します。また、サービスを通じて高齢者等の健康管理や声かけを行っています。



健康管理等を兼ねた  
配食サービス



## イ)介護用品給付事業

紙おむつを給付することで、介護に対する経済的な援助を行います。また、自宅まで配達することで、家族の介護負担軽減を図ります。

## ウ)緊急通報装置設置事業

急病や事故等の緊急時に受信センターへ即座に通報するための機器(緊急通報装置)を貸与し、在宅高齢者の不安解消につなげます。

## エ)軽度生活援助事業

除草や剪定等、日常生活の軽度な作業の支援が必要な高齢者等に対して、自立した生活を継続するための援助を行っています。

## オ)住宅改造助成事業

個人町民税が非課税の世帯の人を対象に、介護保険だけでは充足できない住宅改修費の補助を行うことで、在宅高齢者の自立を促すとともに経済的負担を軽減しています。

## カ)買い物困難者対策事業

地元の身近な商店が閉店する等「買い物困難者」となる高齢者は今後も増加することが想定されるため、移動販売車による販売地区の拡大や地元商店街組合、宅配業者等との連携を図っていきます。



買い物困難者対策事業としての移動販売（元気カー）

キ)寝具洗濯サービス事業

不衛生になりがちな寝たきり高齢者の寝具を年1回(7月)洗濯消毒することにより、清潔で快適な生活が過ごせるよう支援しています。

ク)日常生活用具給付事業

認知症で防火の配慮が必要な一人暮らし等の高齢者に電磁調理器や火災警報器等を給付し、安心して日常生活が送れるよう支援します。

ケ)在日外国人高齢者福祉手当

日本国籍を有しない大正15年4月1日以前に生まれた在日外国人で、制度的理由により公的年金を受給できない人に対して手当を支給します。

コ)福祉用具の貸与(社会福祉協議会)

医療機関からの一時的な退院による在宅生活や傷病により、福祉用具(介護ベッド、車いす)を必要とする人に貸与することで、在宅生活の利便や介護者の負担軽減を図ります。

## (2) 虐待防止と権利擁護に関する取組

### 現状と課題

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」では、65歳以上の高齢者に対する身体への暴行や食事を与えない等の長時間の放置、暴言等で心理的外傷を与える行為、財産を家族らが勝手に処分する等の行為を高齢者虐待と定義し、虐待を発見した人や施設職員等に市町村への通報義務を規定しています。

本町では地域包括支援センターを窓口として、高齢者の虐待に関する相談を受け付けていますが、今後も家庭や高齢者福祉施設、職場等において虐待を見つけた人には市町村に通報の義務があることや早期発見・早期通報と相談が虐待の深刻化を防ぐことにつながることの周知・啓発を行い、高齢者が地域の中で尊厳をもって暮らせる社会を実現する必要があります。

また、認知症等により判断能力やコミュニケーション能力に問題がある高齢者は、財産管理や生活上のさまざまな権利侵害を受けることが想定されるため、その権利や財産を守る取組として、成年後見制度や日常生活自立支援事業があります。

本町では、成年後見制度利用支援事業により、成年後見制度の申し立てができない人に対して、町が代わって成年後見審判の申し立て(町長申し立て)を実施したり、申し立てに必要な費用と成年後見人等の報酬を助成しています。「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく国の「成年後見制度利用促進基本計画」を踏まえた利用促進のための相談機関や地域連携ネットワークの構築等の取組も令和2年度から開始しました。さらに、令和4年3月には、「第2次遠賀町地域福祉計画」に内包する形で「遠賀町成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、改めて親族、福祉・医療・地域等の関係者等が一体となり、「権利擁護支援の必要な人の発見や支援」「早期の段階からの相談や対応体制の整備」「意思決定支援や身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」を目指すこととしています。

### 今後の取組

地域包括支援センターが中心となり、高齢者に対する権利侵害の相談や虐待を含む困難事例への対応を行うとともに、「遠賀町成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、成年後見制度の周知と利用支援を行い、高齢者の権利擁護の視点に立った制度づくりを推進します。

## 1 高齢者虐待の防止

高齢者虐待への対応や早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者に対する身体的・精神的ケアを行うため、相談窓口の周知をはじめ、医療・介護・福祉・司法・警察等各関係機関との連携を継続し、高齢者虐待の防止と早期発見、権利擁護に取り組みます。

## 2 成年後見制度の周知

住民への講演会や相談会、電話相談等を実施し、必要な人が制度につながるように啓発や情報発信を行います。

## 3 成年後見制度利用支援事業の実施

町長申し立てや成年後見人の報酬助成を行う成年後見制度利用支援事業の継続実施により、認知症高齢者等の権利を守り、安心して生活ができるよう支援します。

## 4 権利擁護支援のための「地域連携ネットワーク」の構築

「遠賀町成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、成年後見制度の利用が必要な人が、本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、中核機関※を中心に権利擁護支援の地域連携ネットワーク(図16参照)を構築していきます。

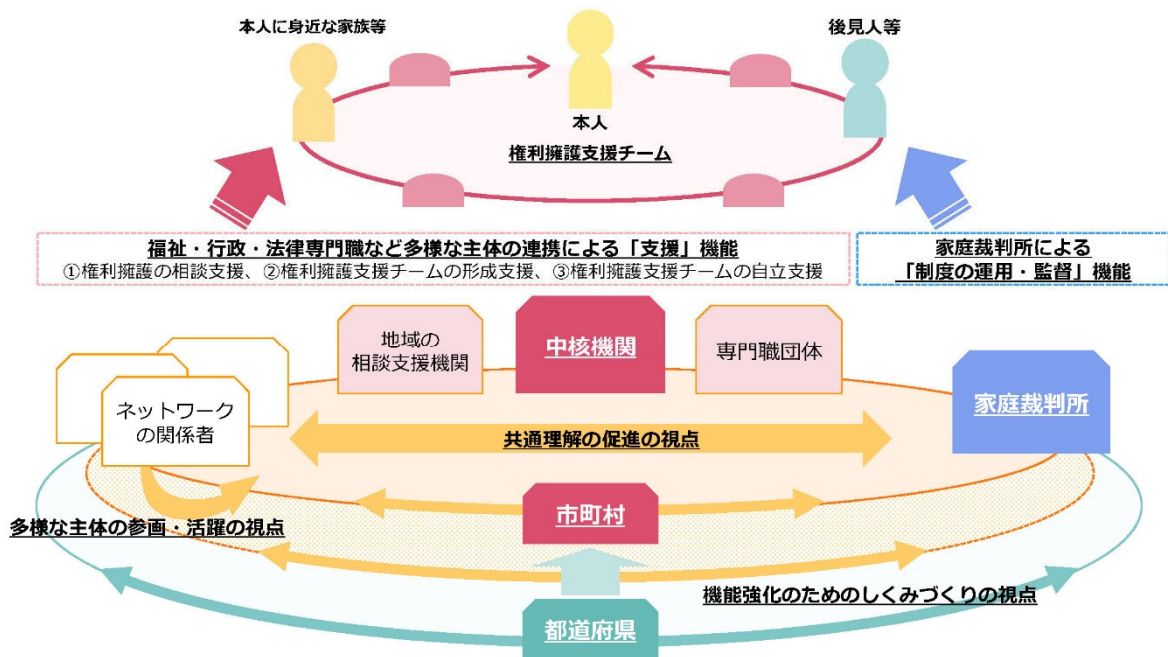
※中核機関とは

様々なケースに対応できる法律や福祉等の専門知識を蓄積していくとともに、地域の専門職や各関係機関との関係構築により円滑な運営を図りながら、地域における連携・対応強化の推進役を担う機関です。

遠賀町では、より専門性の高い対応ができるよう、「北九州都市圏連携中枢都市圏ビジョン」による連携協約に基づき、北九州市及び芦屋町、岡垣町、遠賀町による中核機関の共同利用という方法を採用することとし、「北九州市成年後見センター」に、中核機関業務を委託しています。



■図 16 地域連携ネットワークのイメージ図



出典：「第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定について」厚生労働省社会・援護局地域福祉課

## 5 権利擁護の視点に立った支援

経済的理由や家庭の状況等によって自宅での生活が困難な高齢者の健康維持や生活を安定させるため、関係機関と連携を図りながら養護老人ホームへの入所措置等により権利擁護を図ります。

### (3) 災害・犯罪・感染症対策に係る体制整備

#### 現状と課題

近年、全国各地で地震や豪雨による冠水、土砂災害等の被害が多発しています。自主防災組織の強化や情報伝達のための環境づくり等、必要な基盤整備を図るとともに、住民一人ひとりの災害に対する意識や知識の向上、関係機関と地域住民との連携による高齢者への緊急時の対応、救援体制づくりについて、「遠賀町地域防災計画」との整合のもと、充実を図る必要があります。

また、安心して暮らせるまちにするためには、犯罪の被害に遭わない環境づくりも重要です。高齢者を狙った特殊詐欺や悪質商法等、多様化する犯罪に対応するためには、警察力による防犯対策とともに、私たちの日常生活の中で、日頃からの付き合いなどを通じ情報の共有を図り、地域の連帯に基づく防犯力を高めておくことが大切です。

さらに、新型コロナウイルス感染拡大により外出自粛をはじめとする様々な不自由やリスクを余儀なくされた経験を踏まえ、平常時における感染症対策はもとより、新興・再興感染症等の健康危機の発生時への備えをしていくことも重要です。

#### 今後の取組

「遠賀町地域防災計画」に基づき、「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担に基づく住民避難を柱とした防災協働社会の実現を目指した取組を展開し、地域の防災力向上に努めるとともに、避難行動要支援者個別支援プランを随時更新し、最新の状態で管理します。

また、防犯情報の共有・提供に努め、地域における防犯意識の高揚を図りながら、悪質商法や特殊詐欺による被害の予防に努めます。

さらに、高齢者等が新型コロナウイルス感染症等の新興・再興感染症等に対し、正しい知識を持って予防策を実践できるよう働きかけるとともに、発生時には、関係機関との連携・協力のもと、高齢者等への感染症のまん延防止に努めます。

#### 1 防災知識の普及啓発と防災対策の促進

災害時の安全を確保できるよう、高齢者の中でも避難に際して特に支援の必要な人(避難行動要支援者)やその家族、介護従事者、自主防災組織等に対して、避難場所や避難経路の確認、非常持出品の備えや心構え等、防災知識の普及啓発を行います。

## 2 避難行動要支援者の居住場所や連絡先等の把握

避難行動要支援者個別支援プランを更新し、自主防災組織や地域包括支援センターと連携を図ることにより、避難行動要支援者の居住場所や身体状況、家族構成、保健福祉サービスの利用状況、緊急時の連絡先等の把握に努めるとともに、災害時における安否確認や情報提供等が迅速かつ的確に実施できるよう努めます。

## 3 福祉避難所の拡充

一般の避難所での共同生活が困難な高齢者等が安心して避難生活ができるよう福祉避難所の拡充を図ります。

## 4 在宅避難者の見守り体制の整備

民生委員、社会福祉協議会、福祉サービス事業者等と連携し、在宅で避難生活を送る高齢者等に対して、訪問等による健康状態の確認や福祉ニーズを把握する体制の整備を図ります。

## 5 防犯情報の共有・提供

警察、地域、関係諸団体と連携し、防犯情報の共有を図るとともに、犯罪の発生箇所や内容等、具体的な情報提供に努め、防犯意識の高揚を図ります。

## 6 悪質商法や特殊詐欺等による被害の予防

高齢者等を狙った悪質商法やオレオレ詐欺などの特殊詐欺の手口と被害については、町老人クラブ連合会や民生委員・児童委員協議会を中心に積極的に情報提供を行うとともに、地域包括支援センターや在宅介護支援センター、消費生活相談センターとも連携し、被害の予防意識の啓発を進めます。



「気を付けて! 悪質商法」

## 7 平常時における感染症対策

関係機関との連携・協力のもと、日ごろから高齢者等へ手洗いや消毒等の日常生活で行うことのできる感染症対策の啓発や情報発信を行います。また、新興・再興感染症等の健康危機の発生時に備え、福岡県が開催する関係機関(医療・警察・消防等)との定例的な協議において、連携・協力体制を確保します。

## 8 健康危機発生時における感染症対策

新興・再興感染症等の健康危機の発生時には、関係機関との連携・協力のもと、高齢者等への健康危機に関する正確な情報提供や相談できる体制の整備を図ります。

また、生活の維持に向けて、社会福祉施設等の運営維持や支援を必要とする高齢者等への対応を関係団体等と連携しながら、速やかに適切な対応を行います。

## 資料編

---



## 1 遠賀町高齢者保健福祉計画策定委員名簿

役職	氏名	所属(団体名称)
会長	鈴木文代	遠賀町民生委員児童委員協議会
副会長	轟井壽身	遠賀町自治区長会
委員	矢田親一朗	一般社団法人 遠賀中間医師会
委員	三根伸高	社会福祉法人 遠賀町社会福祉協議会
委員	安永味岐	社会福祉法人 筑前会
委員	宮原登	遠賀町老人クラブ連合会
委員	井口富佐子	遠賀町婦人会

## 2 計画策定経緯

日付	会議名称	議事内容
令和5年5月29日	令和5年度 第1回 遠賀町高齢者保健福祉 計画策定委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 遠賀町高齢者保健福祉計画について (計画概要、スケジュール)</li> <li>2. 高齢者保健福祉計画実施計画令和4 年度実施状況について</li> <li>3. 住民アンケートについて</li> </ol>
令和5年9月6日	令和5年度 第2回 遠賀町高齢者保健福祉 計画策定委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第9期遠賀町高齢者保健福祉計画骨 子(案)について</li> <li>2. 遠賀町高齢者実態調査結果報告につ いて</li> <li>3. 策定スケジュールについて</li> </ol>
令和5年11月17日	令和5年度 第3回 遠賀町高齢者保健福祉 計画策定委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第9期遠賀町高齢者保健福祉計画素 案について</li> <li>2. 策定スケジュールについて</li> <li>3. その他</li> </ol>
令和6年2月20日	令和5年度 第4回 遠賀町高齢者保健福祉 計画策定委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 遠賀町高齢者保健福祉計画(素案)に 対するパブリックコメントの結果につ いて</li> <li>2. 第9期遠賀町高齢者保健福祉計画 (案)について</li> <li>3. 策定スケジュールについて</li> <li>4. その他</li> </ol>



## 第9期遠賀町高齢者保健福祉計画

令和6年3月

---

福岡県遠賀町福祉課

〒811-4392 福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀 513 番地

TEL (093)293-1234

FAX (093)293-0806

---



遠賀町